

草加市教育振興基本計画

(平成24年度～平成27年度)

笑顔かがやく草加教育プラン

草加市教育委員会

はじめに

現在、わが国は、少子高齢化の進展や高度情報化の到来、社会経済のグローバル化など、大きな時代の変化に直面しています。

草加市では、第三次草加市総合振興計画後期基本計画で将来の都市像を「快適都市」と定め、「いつまでもこのまちで暮らしたい」、「このまちで子どもを育てたい」と実感できることを目指して、市民との協働によるまちづくりを進めています。

草加市教育委員会においては、これまで「潤いと特色ある草加の教育」を基本的な方針として掲げ、教育行政重点施策を年度ごとに定め、次代を担う子どもたちの健やかな成長を目指した学校教育の推進、市民一人ひとりが学びを通じて、生きがいを見出すことを目指した生涯学習の推進及び互いに人権を尊重する人権教育の推進に取り組んでまいりました。

そうした中、平成18年12月に教育基本法が改正され、地方公共団体においても教育振興基本計画を定めることが規定され、このたび草加市教育振興基本計画を策定する運びとなりました。

草加市教育振興基本計画の策定にあたっては、関係団体の皆様をはじめ、パブリックコメントを通じ、市民の皆様からもご意見をいただいたところです。

この草加市教育振興基本計画は、これからの草加の教育にとって、進むべき方向を示したものです。そして、これに基づく具体的な施策を草加市教育行政重点施策として年度ごとに定め、着実に取り組むとともに、事務の点検及び評価により、進行管理を図ってまいります。

平成24年度から平成27年度まで、草加市教育振興基本計画に沿った施策に積極的に取り組み、基本理念として掲げる『生きる力を共に教え育てる草加の教育』を推進してまいります。

平成24年3月

草加市教育委員会
教育長 高木宏幸

目次

はじめに

第1章 計画の基本的事項	・・・	6
1 計画策定の背景	・・・	6
2 計画の位置付け	・・・	6
3 計画の策定手続	・・・	7
4 計画の対象	・・・	7
5 計画の期間	・・・	7
6 計画の進行管理	・・・	7
第2章 教育を取り巻く環境の変化と課題	・・・	8
1 大きく変化している教育環境	・・・	8
(1) 少子高齢化と人口減少社会	・・・	8
(2) グローバル化と学力の向上	・・・	8
(3) ライフスタイルの多様化と家庭や地域社会の変化	・・・	8
(4) 厳しい財政状況下での学校・家庭・地域の連携	・・・	9
(5) 教員の世代交代と若手教員の育成	・・・	9
(6) 教育基本法の改正と学習指導要領の改訂	・・・	9
2 草加市の教育課題	・・・	10
3 草加市の教育推進状況と教育行政重点施策	・・・	20
(1) 草加市の教育推進状況	・・・	20
(2) 教育方針	・・・	20
(3) 教育行政重点施策	・・・	21
第3章 草加の教育の目指す姿	・・・	22
1 基本理念と基本構成	・・・	22
2 草加市教育振興基本計画		
「笑顔かがやく草加教育プラン」の全体像	・・・	24
3 草加市教育振興基本計画		
「笑顔かがやく草加教育プラン」・施策体系図	・・・	26

第4章 施策の展開	・・・28
基本目標1 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進	・・・28
1-1 学ぶ力を伸ばす児童生徒の育成	・・・28
1-2 心豊かな児童生徒の育成	・・・32
1-3 健康でたくましい児童生徒の育成	・・・34
1-4 きめ細かな特別支援教育の充実	・・・36
1-5 一人ひとりに応じた就学支援の充実	・・・38
基本目標2 安全安心な教育環境整備の推進	・・・40
2-1 計画的な学校教育施設整備の推進	・・・40
2-2 魅力ある教育環境の推進	・・・42
基本目標3 学校・家庭・地域の連携の推進	・・・44
3-1 家庭・地域の教育力の向上	・・・44
3-2 組織力を生かした学校経営の推進	・・・46
3-3 子ども教育の連携の推進	・・・48
基本目標4 地域に根ざした生涯学習活動の推進	・・・50
4-1 生涯をとおした多様な学習機会の充実	・・・50
4-2 生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進	・・・52
4-3 文化遺産の発掘・保存等の計画的継続的な取り組みの推進	・・・54
基本目標5 人権教育の推進	・・・56
5-1 学校人権教育の推進	・・・56
5-2 社会人権教育の推進	・・・58
第5章 計画の推進に際して	・・・60
1 学力の向上に取り組むための連携・協力	・・・60
2 特別支援学校との連携及び特別支援学級の充実	・・・60
3 生きる力を育てるための子ども教育の連携の推進	・・・61
4 文化財保護と活用をとおした心豊かで魅力あるまちづくりの推進	・・・61
目標値	・・・62
用語の解説	・・・63
参考	
策定までの経緯	・・・65
関係団体への意見照会・パブリックコメントによる意見照会	・・・66

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

現在、我が国では、物質的な豊かさの中で、明確な将来の夢や目標を描けぬまま、次第に規範意識や学ぶ意欲を低下させている子どもたちが増えています。

平成18年12月には、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい子どもの育成を目指す観点から教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。

同法第17条第1項では、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が基本的な計画（教育振興基本計画）を定めると規定され、平成20年7月に国の教育振興基本計画が策定されました。

また、同条第2項では国の教育振興基本計画を踏まえ、地域の実情に応じ、地方公共団体も同計画を定めるよう努めると規定され、埼玉県は、平成21年2月に「生きる力と絆の埼玉教育プラン（埼玉県教育振興基本計画）」を策定し、教育振興のための施策に関する基本的な計画を示しました。

こうした国や県の動向を踏まえ、「草加市教育振興基本計画」を策定する運びとなりました。

2 計画の位置付け

草加市は、埼玉県の東南部に位置し東京都に隣接する都市として、人口が24万人を超えた特例市です。都市化が進む中で、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化し、核家族化や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などが、教育の現場にも少なからず影響を及ぼしています。

これまで「草加市教育行政重点施策」を年度ごとに策定し、これに基づいて様々な施策を推進してきました。

学校教育では、草加市の現状分析から様々な教育課題の抽出を行い、一人ひとりを大切に信頼される学校教育の推進を図るため、未来を担う次世代としての育成を目的とした施策を進めていきます。

生涯学習では、平成21年度に策定した「第二次草加市生涯学習基本構想・基本計画」に基づき、人と人、人と地域が学ぶことをとおして新たな絆をつくり出していくことのできるまち「生きる力をはぐくむ学^み縁^み都市^みそうが^み」^{*1}の実現を目指した施策を展開していきます。

人権教育では、一人ひとりの基本的人権が尊重され、平和で住み良い社会を実現するため、学校における人権指導者研修の充実に努めます。また、公民館や関係団体を通じた市民への啓発活動を展開していきます。

さらに、草加市の行政全般にわたる計画としての第三次草加市総合振興計画後期基本計画の中では、教育行政の課題、施策に対する取り組みや目標を設定し、進行管理を行っています。

草加市教育振興基本計画は、国や県の教育振興基本計画に準じ、第三次草加市総合振興計画後期基本計画を踏まえ、教育に関わる基本計画として位置付けます。

3 計画の策定手続

草加市教育振興基本計画の策定にあたり、教育関係者、関係団体に意見を伺い、反映させました。また、パブリックコメント等を通じ、広く市民の皆様からの意見を盛り込みました。

4 計画の対象

生涯における人間の学びの場は、大きく学校・家庭・地域の3つに分かれています。

草加市教育振興基本計画は、この3つの学びの場における教育が、有機的なつながりをもって進められていくことの重要性を踏まえ、幼稚園・保育園における幼児期教育及び小中学校における学校教育と、家庭や地域における社会教育を含めた生涯学習を対象としています。

5 計画の期間

草加市教育振興基本計画の対象期間は、第三次草加市総合振興基本計画後期基本計画との整合性を図るため、平成24年度から平成27年度までとします。

6 計画の進行管理

草加市教育振興基本計画の進行を管理していくため、毎年度事務の点検及び評価の過程において、有識者の意見等を活用する中で、施策の評価を行います。計画の進行状況の把握をするとともに、必要な改善、見直しを行い、結果を公表します。その結果は、翌年度以降の施策に反映させながら、計画の実現を図っていきます。

第2章 教育を取り巻く環境の変化と課題

1 大きく変化している教育環境

(1) 少子高齢化と人口減少社会

わが国は、総人口が減少する少子高齢化社会が、今後も進行すると予想されています。

本市においても、全国的にみてその進行の速度は緩やかですが、すでに、学校教育等の対象となる年少人口（0～14歳）、社会を支える生産年齢人口（15～64歳）の減少と、65歳以上の高齢人口の増加の傾向が、平成10年から徐々に表れています。

資源に乏しいわが国において、将来の発展を担うのは、まさしく「人」です。年少人口の減少を食い止めることが何よりも必要となりますが、少子化の進行が続く現状を踏まえると、将来を担う「人」づくり、すなわち一人ひとりの子どもたちの教育に、国や地方公共団体が力を注いでいく取り組みが、より一層求められています。また、豊富な経験や知識・技能を持った高年者を、地域活動の担い手として活用を図る必要があります。

(2) グローバル化と学力の向上

世界規模でヒト、モノ、情報などのグローバル化が進展し、特に、インターネットの著しい進歩により各国間の時間的・空間的距離が非常に近くなりました。このような状況においては、自ら行動する力、技術変革に柔軟に対応する力を身に付けさせ、異文化を理解し認め合い、国際人として活動できる能力が、これまで以上に求められています。さらに高度情報化社会では情報化社会に適應するための教育、また情報モラルに対する教育の重要性も高まっています。

また、国際社会において世界のあらゆる国々と共存していくためには、子どもの教育に対し、学力向上をはじめとする取り組みに重点を置き、将来的に国際競争力の強化につなげていく必要があります。

(3) ライフスタイルの多様化と家庭や地域社会の変化

わが国では、第三次産業の占める割合が大きくなり、雇用においては多様な就業形態が選択されるようになってきました。

個人の価値観は、集団よりも個を重視する傾向が強まり、多様化が進行しています。企業活動においては、いわゆる団塊の世代の大量退職により、新たな自己実現を求める人たちの増加が予想され、様々な生涯学習の機会を総合的・体系的に提供することやボランティア活動等へ

の参加が期待されています。

核家族化の進展、ライフスタイルの変化に伴い、家庭や地域社会も大きく変化し、家庭の教育力の低下、地域活動の担い手の減少等が懸念されています。価値観が多様化する社会においては、特に幼児期の発達段階から、社会のルール、モラル、マナーを守る「規範意識」の醸成が、強く望まれます。学校・家庭・地域の連携のもとで、関係者が一体となって教育を進めていく必要があります。

(4) 厳しい財政状況下での学校・家庭・地域の連携

世界的な規模における不況や少子高齢化の進行により、市税等の大幅な減収に加え、扶助費等の増大が続く、本市の行財政運営は、一層厳しさを増していくことが予想されます。

教育分野においても、このような大変厳しい財政状況の下で、限られた資源を今まで以上に効果的かつ効率的に活用していくことが求められます。

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を適切に分担し、相互に連携、協力することが一層求められます。

(5) 教員の世代交代と若手教員の育成

団塊世代の大量退職により、教員の年齢構成が大きく変わりつつあります。本市においても、この数年間、経験豊富な教員が退職する中、次代を担うべき40歳代の教員数が少ないため、若手教員が学校運営を担わなければならない状況となっています。

教育現場で、経験豊富な教員がこれまで培ってきた教育理念や指導技術等を、確実に40歳代や30歳代の中堅世代に引き継ぐことはもちろん、若い世代にも研修内容を充実させることで、教育現場の教育力の維持向上に努める必要があります。

(6) 教育基本法の改正と学習指導要領の改訂

平成18年12月に教育基本法が、約60年ぶりに改正されました。

教育基本法には、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえ、人格の完成や個人の尊厳などの普遍的な理念を大切にしつつ、教育の目的を達成するための目標を新たに掲げるなど、新しい時代の教育の基本理念が示されました。これに伴って、学校教育法も改正され、「幼稚園教育要領」、小・中・高等学校、特別支援学校の「学習指導要領」が改訂されました。

新しい学習指導要領に沿った教育を円滑に実施し、新たな教育課程を構築して、教育内容を充実させ、教育基本法に示された新しい時代の教育の基本理念を実現することが求められます。

2 草加市の教育課題

草加市が解決・改善を図るべき教育課題は、次のとおりです。

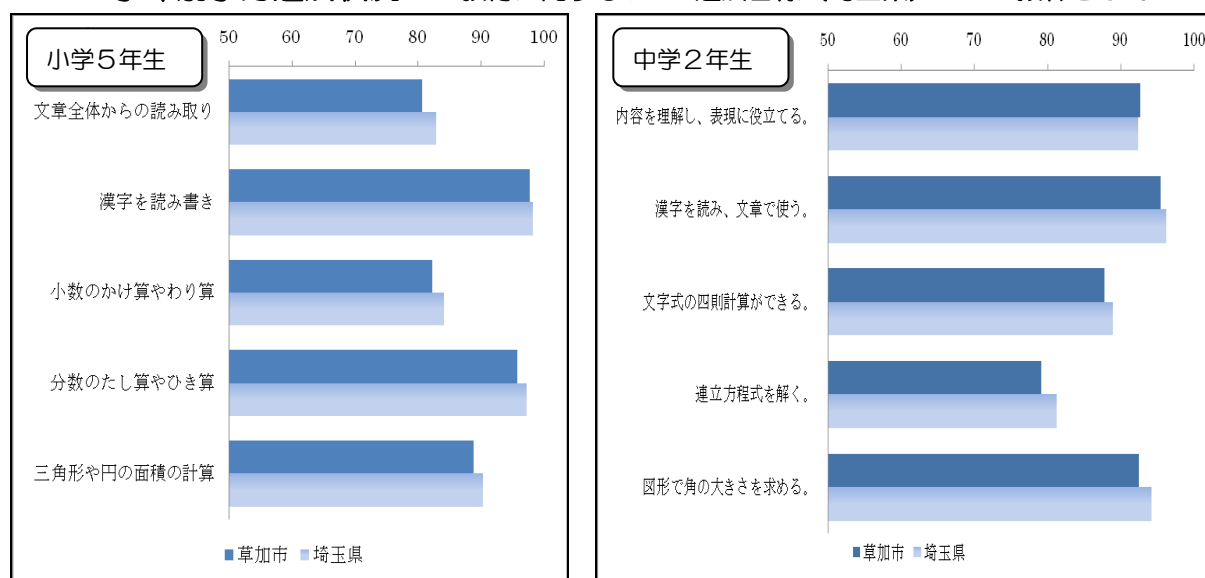
解決及び改善を図るべき教育課題		※ ◇印がグラフあり	第4章ページ参照
学校教育	学力の向上◇		28～31
	学習意欲の向上◇		28～31
	規範意識の向上◇		32・33
	体力・運動能力の向上◇		34・35
	食育（健康な体づくり）の推進		34・35
	「草加っ子の基礎・基本」 ^{*2} の定着◇		28～35
	児童生徒の不登校の解消◇		32・33
	児童生徒の問題行動に対する指導の充実◇		32・33
	体験活動の充実		34・35
	きめ細かな特別支援教育の充実◇		36・37
	組織力を生かした学校経営◇		46・47
	教員の指導力の向上及び若手・中堅教員の育成◇		46・47
	教員が子どもと関わり合える時間の確保		48・49
	子ども教育の連携の推進		48・49
	学校施設の耐震化の推進		40・41
	大規模修繕等の施設環境の整備		40・41
小中学校の安全対策の充実		40・41	
学校・家庭・地域の連携◇		44～49	
生涯学習	学びの環境づくり◇		50・51
	学びの活性化		50・51
	学びのまちづくり		50・51
	施設の老朽化に伴う建替・耐震化		52・53
	地域性を生かした学習機会の提供		50・51
	生涯学習機能の充実		50・51
	文化財保護意識の形成		54・55
	文化財保護の体制確立及び施設の整備◇		54・55
文化財の活用◇		54・55	
人権教育	人権意識の高揚		56・58
	人権啓発の推進		56・58
	人権研修会の充実		56・58

学校教育

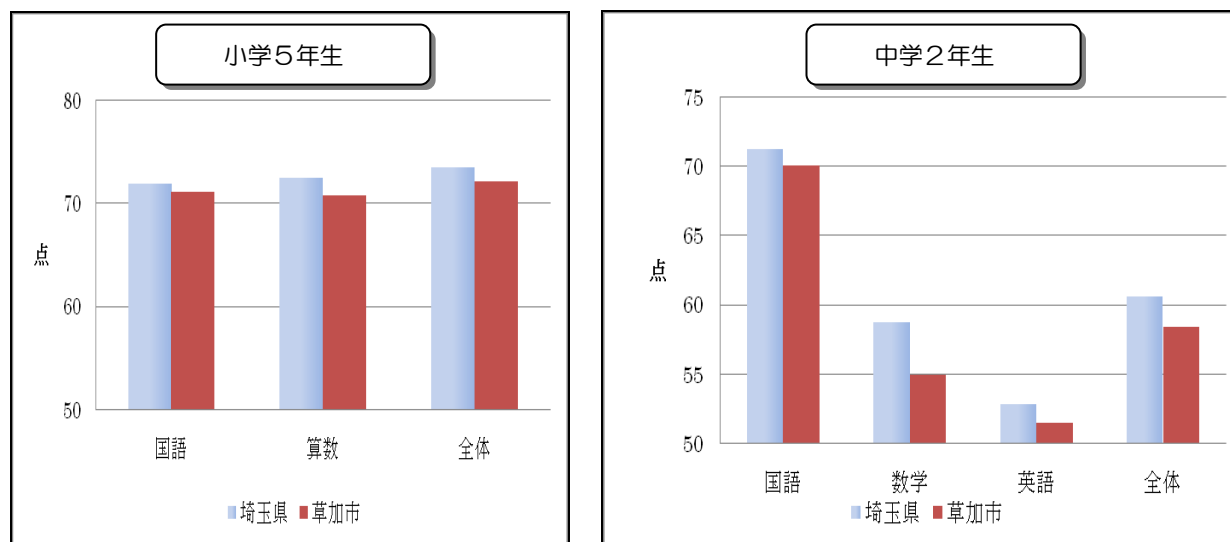
◇学力の向上について

平成22年度実施の埼玉県*3の学力における「教育に関する3つの達成目標」では、児童生徒の基礎学力において、全体的に県平均をやや下回りますが、基礎・基本において県平均を上回っている項目もあります。また、平成22年度実施の児童生徒の総合的な学力を確認する「埼玉県小・中学校学習状況調査」では、教科別調査の結果から、主要科目において県平均よりも下回っています。特に算数・数学の結果に、県平均との開きがあります。今後、基礎・基本を継続的に定着させながら、思考力・判断力・表現力を高めていく必要があります。

学年別学力達成状況 —教育に関する3つの達成目標（埼玉県）— ※抜粋として



平成22年度 埼玉県小・中学校学習状況調査 教科別調査結果

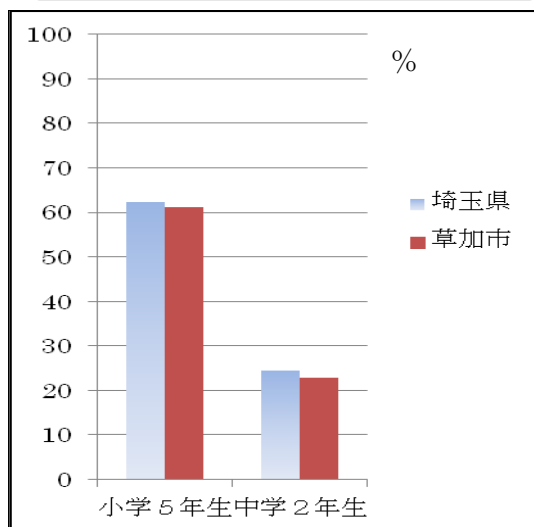


◇学習意欲の向上について

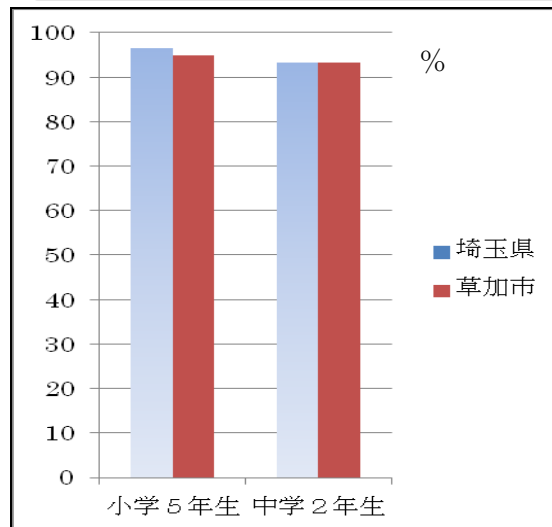
平成22年度に実施した埼玉県の「教育に関する3つの達成目標」の「勉強に対する意識調査」では、全体的に県平均をやや下回りますが、県平均を上回っている項目もあります。自ら学び、考える力を育てるため、児童生徒の学習意欲の向上につなげるための取り組みが必要です。

勉強に対する意識調査 —教育に関する3つの達成目標（埼玉県）—

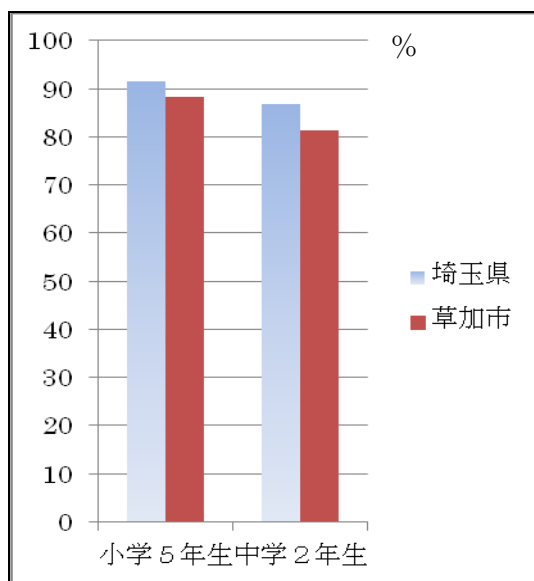
問ア：勉強が好きだ。



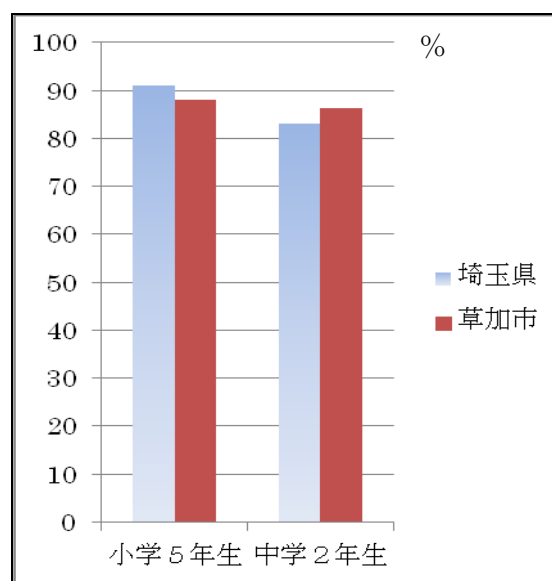
問イ：勉強は大切だと思う。



問ウ：ふだんの生活や社会に役立つよう、勉強したい。



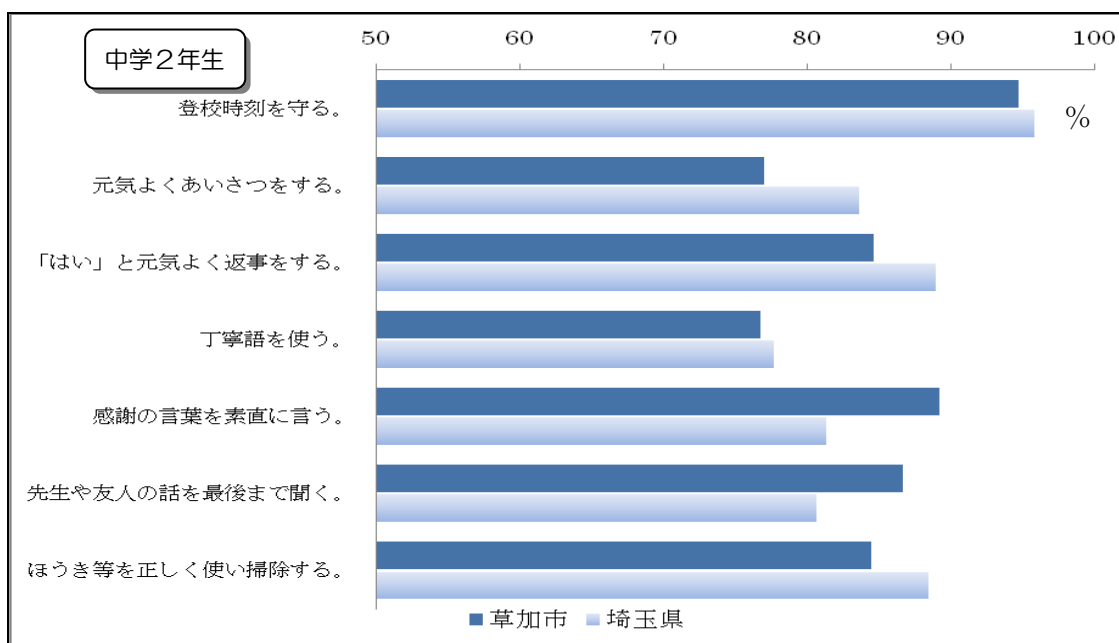
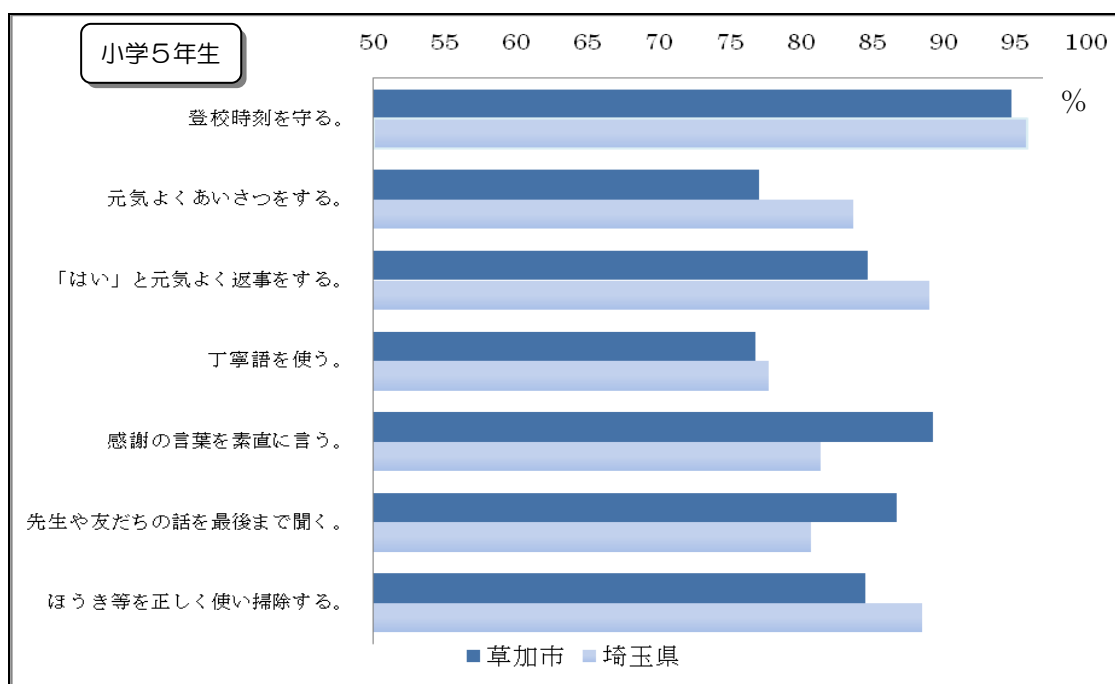
問エ：わからないことでも自分の力で答えを見つけられるよう、勉強したい。



◇規範意識の向上について

平成22年度実施の埼玉県の「教育に関する3つの達成目標」の規律ある態度では、感謝の言葉を素直に伝える点などが上回っており、草加の子どもたちがコミュニケーション能力を高める要素を、潜在的に持っていることが推測できます。しかし、その他の項目では、県平均よりやや下回っていることから、日常生活において、規範意識の向上につながる取り組みを継続していくことが、非常に重要です。

規律ある態度の達成状況
—教育に関する3つの達成目標（埼玉県）—



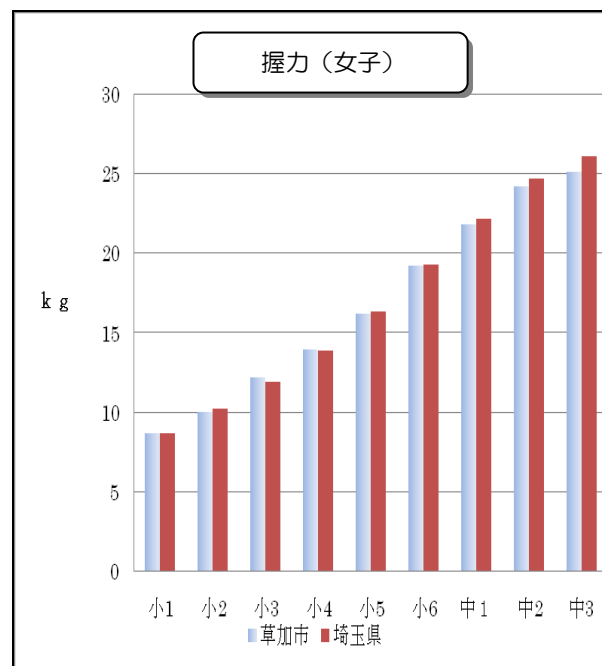
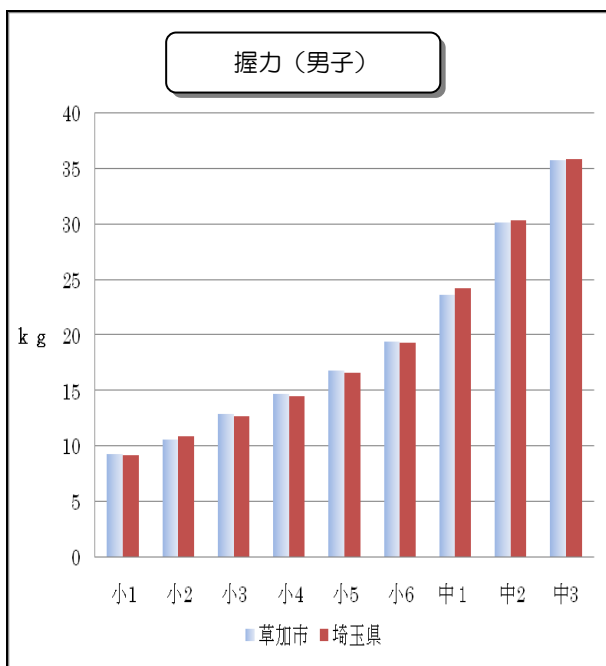
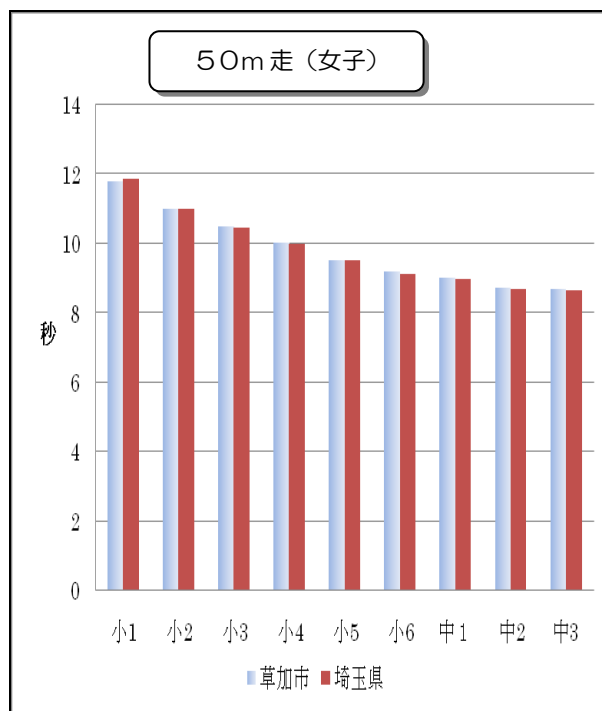
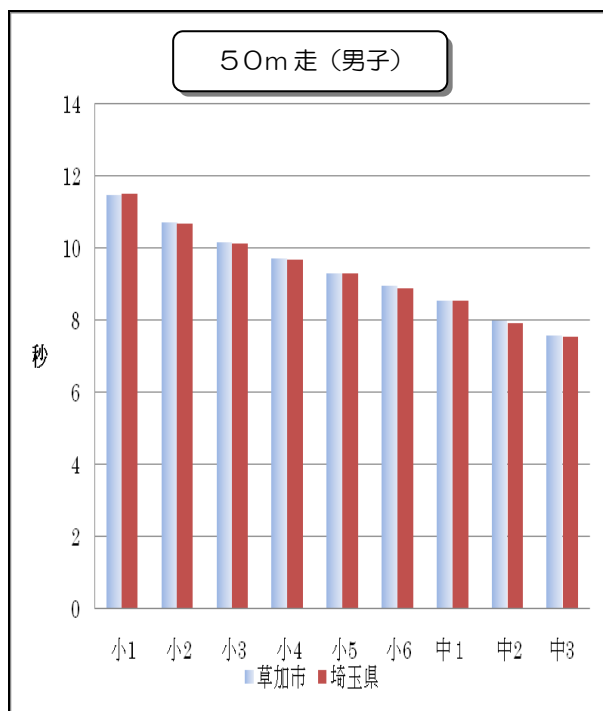
◇体力・運動能力の向上について

平成22年度実施の新体力テストの対象となる種目では、全体的には県平均とほぼ同水準にあります。特に、「走力」や「握力」では学年が進むにつれ、県平均をやや下回ります。

今後は、児童生徒の継続的な運動、体力の向上が必要です。

*4
平成22年度 新体力テスト結果

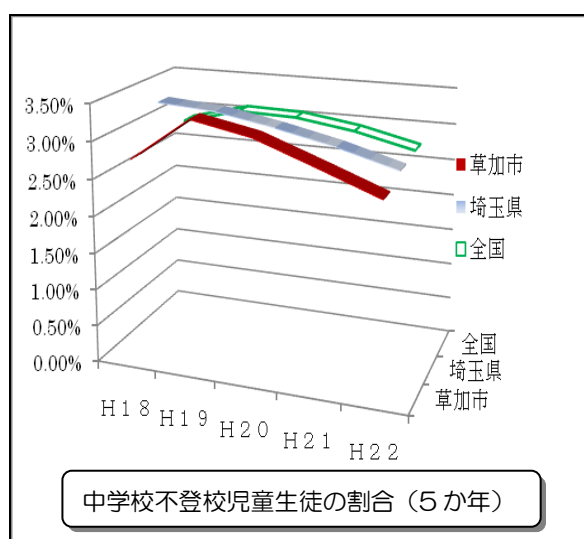
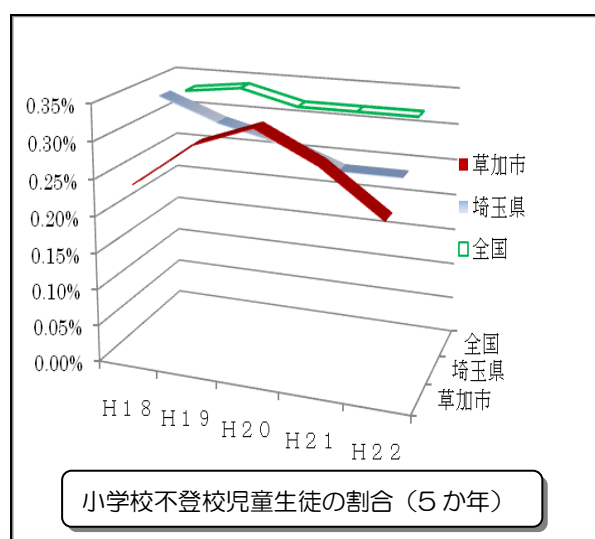
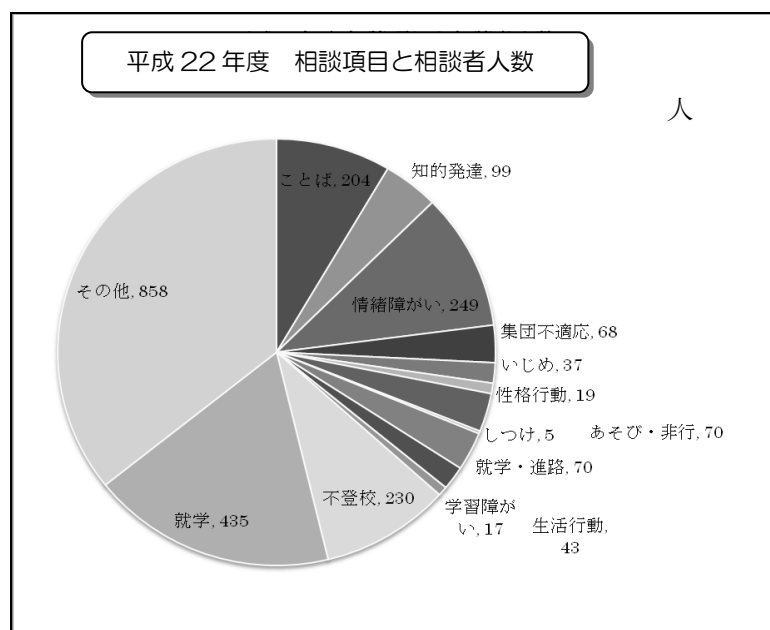
文部科学省



◇児童生徒の不登校及び問題行動への支援について

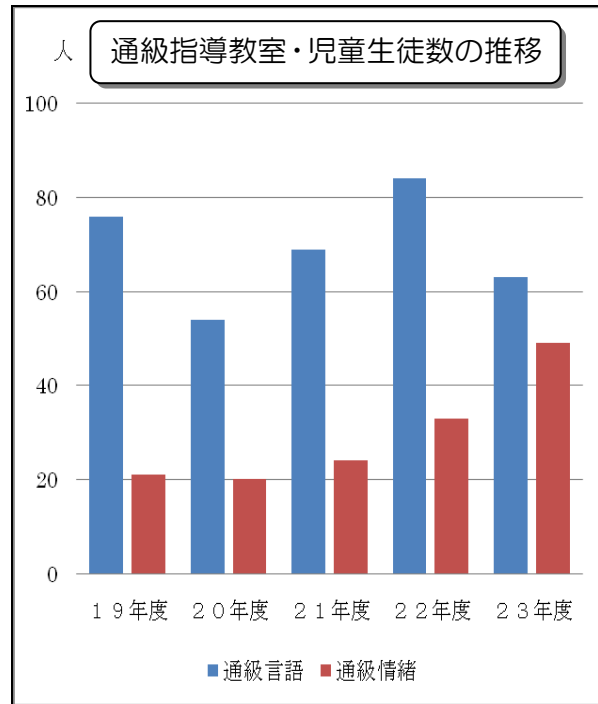
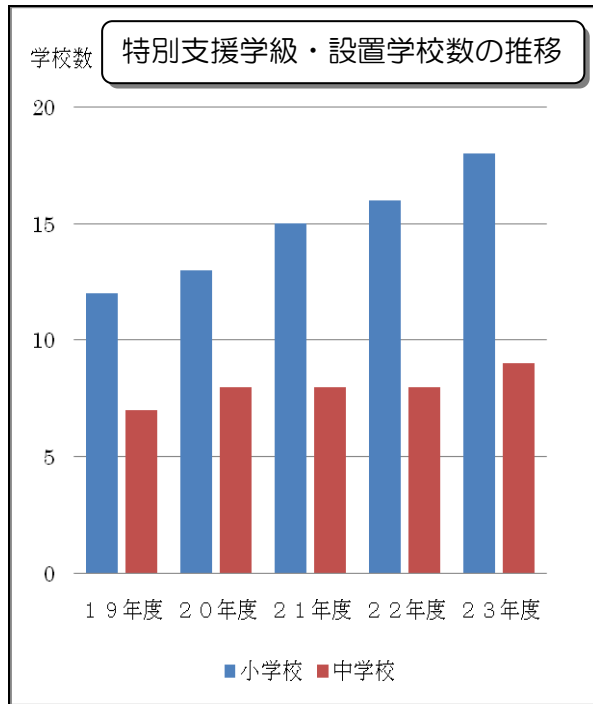
児童生徒は、様々な環境の影響を受けて育っており、規範意識、倫理観の低下や自然とのふれあいなど、人格形成において必要な経験の不足などがいわれています。このような社会環境の中、不登校、暴力行為、いじめなどの問題が発生しています。特に、不登校児童生徒の割合は、県平均より下回ってきておりますが、まだ多くの不登校児童生徒がおり、さらなる改善及び解決に向けた取り組みが必要です。

いじめや暴力行為等の課題も含め、学校・家庭・地域が一体となった生徒指導の充実が求められています。



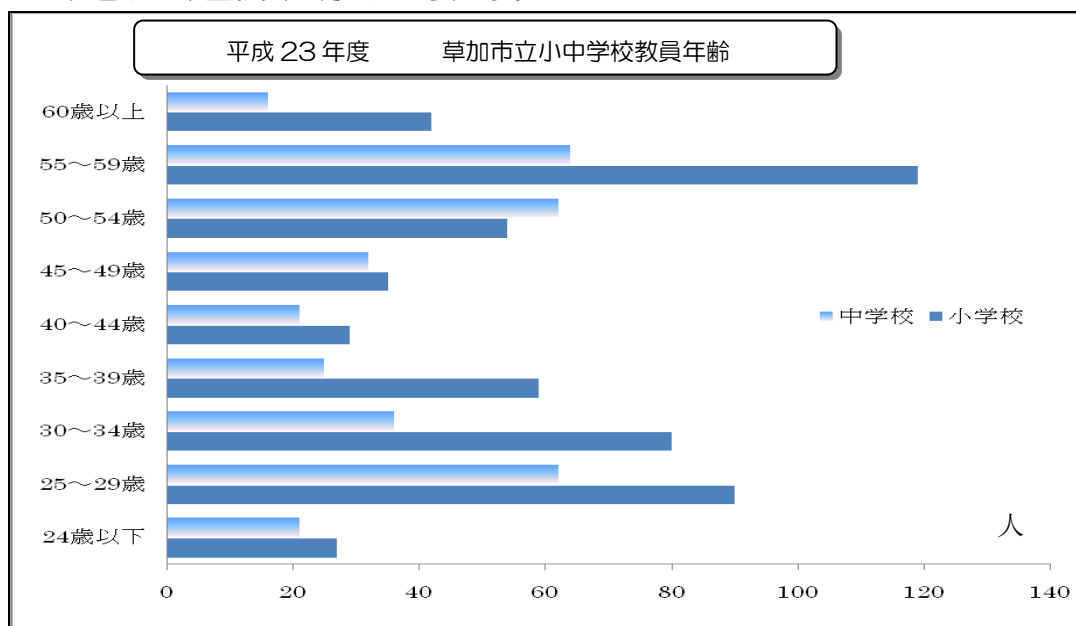
◇きめ細かな特別支援教育の充実について

障がいのある児童生徒の可能性を広げるため、きめ細やかな特別支援教育が必要です。さらなる学校内の支援体制や特別支援学級の設置及び担当教員の育成に、積極的に取り組む必要があります。



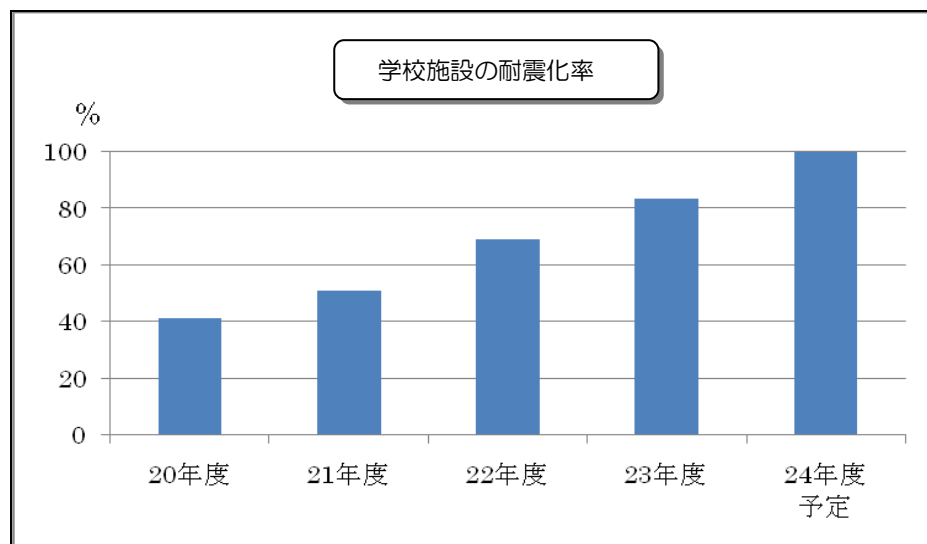
◇若手・中堅教員の育成について

草加市だけの課題にとどまらず、全国的な傾向として小中学校ともに教員の年齢構成が二極化しています。今後10年間で20代、30代の若手・中堅教員が全体の約3分の2を占めることになるため、若手・中堅教員の育成が必要です。



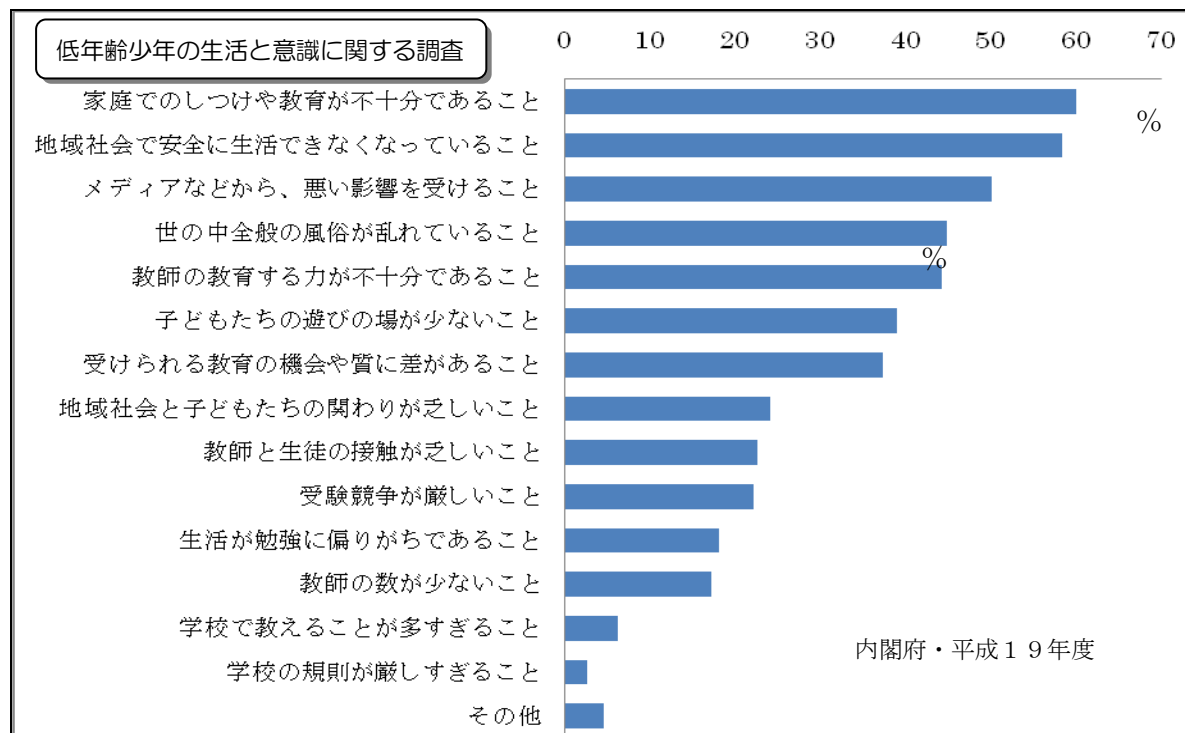
◇小中学校の安全対策の充実について

子どもたちの安全安心な学校生活を守るため、学校施設の耐震化を進めてきました。継続して取り組み、平成24年度に校舎・屋内運動場の100%の耐震化率を達成する予定です。



◇学校・家庭・地域の連携について

草加市を含めた全国的な傾向としての子どもを取り巻く教育環境の課題等について、解決及び改善に向かうためには、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが非常に重要です。

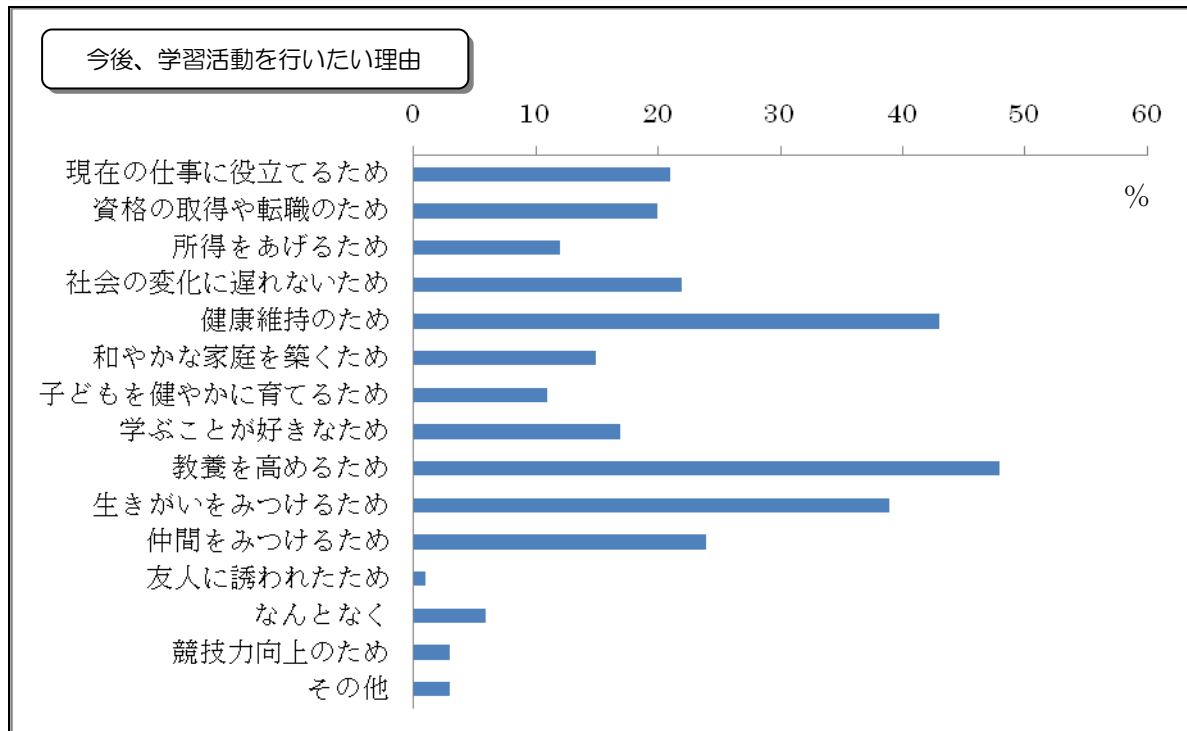
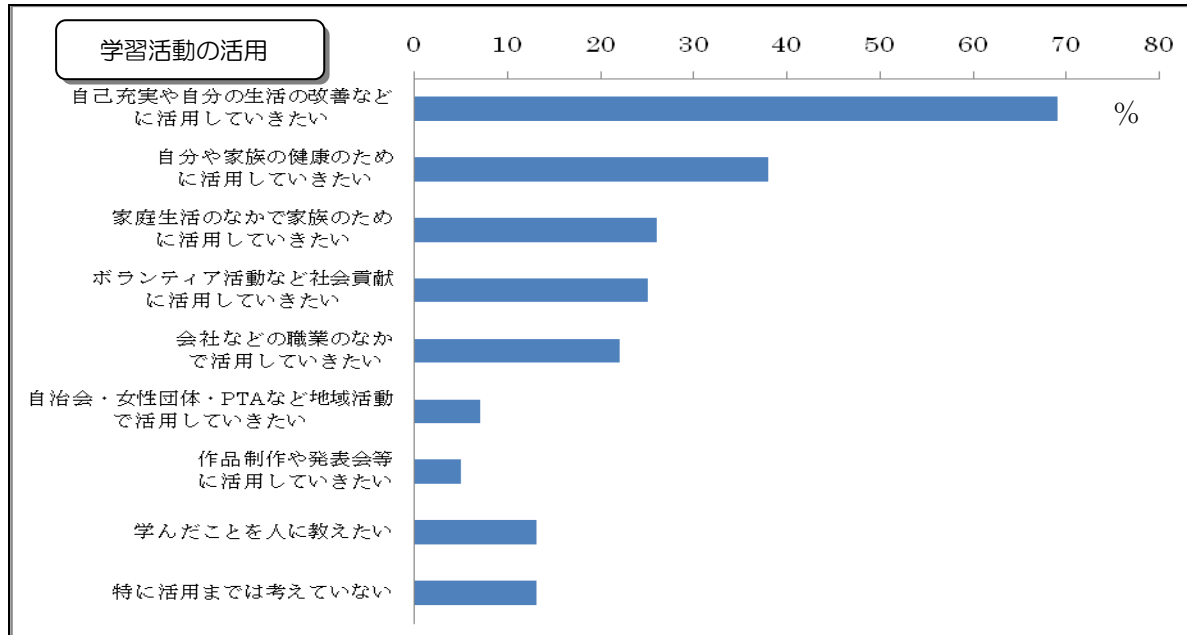


生涯学習

◇地域性を生かした学習機会の提供について

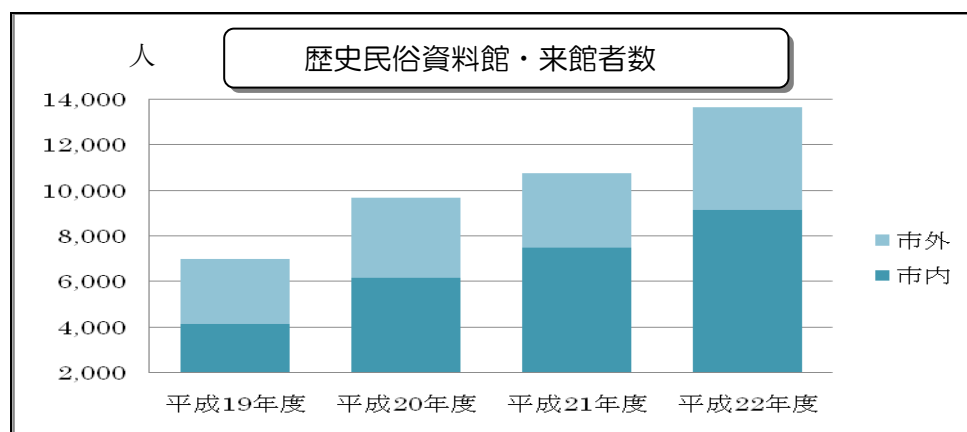
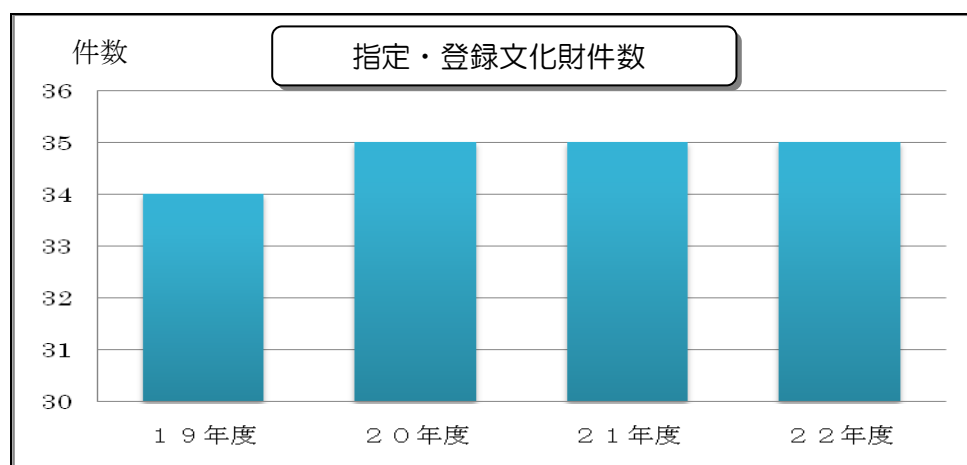
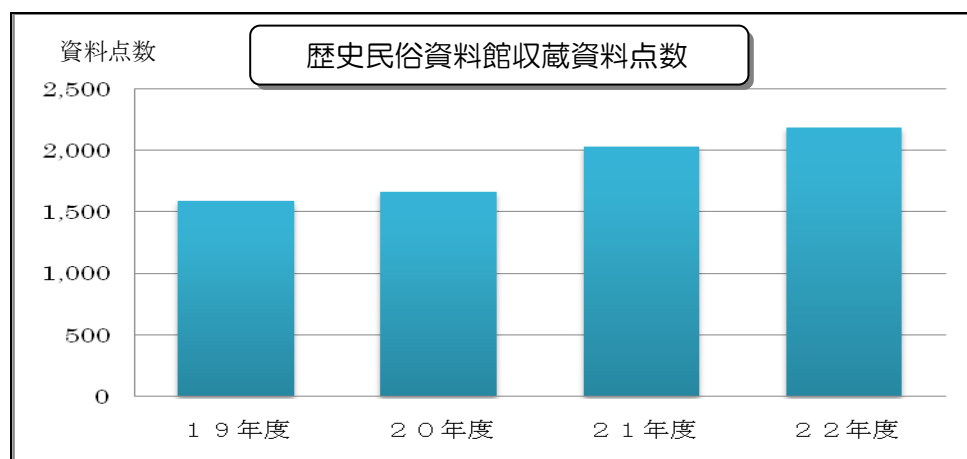
市民一人ひとりが自立の力を高め、主体的に行動していくことのできる地域社会をつくりあげていく必要があります。生涯学習に係る市民ニーズに応じて、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習し、その成果を生かせる仕組みづくりが求められます。

草加市生涯学習市民意識調査



◇文化財保護及び文化財の活用について

文化財は、郷土の歴史や文化の正しい理解のために欠かせないものであり、将来の文化への伝承と発展の基礎を成すものです。「草加市文化財保護基本計画」をもとに、文化財保護の意識の形成や体制強化、歴史民俗資料館の整備等に係る取り組みを積極的に推進し、市民との協働による文化財の保護と活用をとおした心豊かで魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。



3 草加市の教育推進状況と教育行政重点施策

(1) 草加市の教育推進状況

草加市教育委員会は、「潤いと特色ある草加の教育」を目的として、学校教育及び生涯学習の場において、様々な施策を展開してきました。

まず、学校教育においては、子どもたちが、自ら目標をもって取り組む教育を進めてきました。何よりも授業を重視するという基本に立ち、指導方法の工夫改善や評価の充実などに努めてきました。また、各校の学力向上の取り組みへの支援や教職員研修の充実に努め、地域との連携、家庭学習の定着などを図ってきました。

平成21年4月1日には、高砂小学校校舎の増改築が完了し、高砂コミュニティセンター、高砂児童クラブ、あずま保育園を併せた複合施設として、新たなスタートを切りました。谷塚小学校に続き本市では2例目の複合施設となります。

また同時期に、花栗小学校と北谷小学校が統合し、「松原小学校」が開校しました。現在は、小中学校32校体制に移りましたが、その過程では、草加市教育行政50年の歴史の中で、初めての「閉校式」を両校がそれぞれ行い、大きな節目となりました。

施設整備においては、国庫補助を最大限に活用し、小中学校校舎の耐震化を図り、安全安心で落ち着いた教育環境を整備してきました。

次に、生涯学習においては、第二次草加市生涯学習基本構想・基本計画に基づき、市民一人ひとりのライフステージに合わせた多様な学習機会を創出し、生涯を通じた学習環境を整備し、平成22年3月に新田西文化センターを建設しました。

また、平成20年度には、歴史民俗資料館が、草加市初の国の登録有形文化財（建造物）に登録されました。このほかにも、郷土芸能の伝承活動をはじめ、本市に伝わる有形・無形の文化遺産の保護・保存や有効活用を図ってきました。

さらに、学校や地域では、多様な機会を通じて人権についての正しい理解を深め、人権を大切にすることを推進し、基本的人権を尊重する意識の向上に努めてきました。

(2) 教育方針

平成21年度から「潤いと特色ある草加の教育」を目指して、各施策を推進するための基本的な方向性を示したものとして、教育方針を策定しました。

教育は人格の完成を目指すとともに、心身ともに健康な国民の育成を期して行うことを目的とし、あらゆる機会にあらゆる場所で実現することが求められております。

この目的の達成のため、まずその基礎を培うべき学校教育の使命は重要なものであります。次の時代を担い、地域社会全体の宝でもある子どもたちは、一人ひとりがよさや可能性を持ち、だれもが、よりよくなりたいと願っている。この願いに応えることが教育の原点であります。

「学びたい」、「できるようになりたい」という願いに応えるため、意欲や心を大切にし、個人の伸びを認め、一人ひとりが自分の目標に向けてすすんで取り組む教育の一層の充実を図ってまいります。

基礎的・基本的内容の習得、個々の考えや表現・判断、また、進んで学ぼうとする意欲が大切に扱われることは、学力に関する様々な議論を待つまでもなく、その全てが子どもたちのよりよくなりたという願いにつながるものであります。教育委員会としては、何より日々の授業を重視するという基本に立ち、「指導の改善」、「評価の充実」、「家庭・地域との連携」など、各学校の学力向上に向けた取り組みを支援してまいります。知育・徳育・体育の全ての分野にわたり、基礎基本を重視するとともに、個々の違いや努力がよさとして認められ、それぞれの持てる力や可能性が引き出されるよう、「子どもたち一人ひとりを大切に信頼される教育」を推進してまいります。

学校・家庭・地域がそれぞれの役割の中で一体となり、子どもたちの心身ともに健やかな成長を願い、相互の連携協力を一層重視するとともに、様々な分野で学校の応援に関わっていただけるよう体制整備の支援に努めてまいります。

次に生涯学習の推進に向けては、少子高齢化や情報化の急速な進展など社会が激しく変化している今日、市民一人ひとりが自立の力を高め、主体的に行動していくことのできる地域社会をつくりあげていく必要があります。

そのためにも、誰もがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を適切に活用することができる社会の実現が求められています。

第二次生涯学習基本構想・基本計画の基本目標である「人とつながる学びの場」、「誰でも参加できる学びの場」、「まちづくりにつながる学びの場」をつくるため、市民一人ひとりのライフステージに合わせた多様な学習機会を創出し、生涯をととした学習活動の推進体制を構築してまいります。

これからも教育の目的が十分達せられるよう、教育行政の課題をよりの確に、かつ積極的に把握し、課題解決に向け、常に行動し、実践する教育委員会を目指してまいります。

平成23年4月1日

草加市教育委員会

(3) 教育行政重点施策

草加市教育委員会では、年度ごとに「草加市教育行政重点施策」を策定し、次年度予算に係る内容を公表し、施策を実施してきました。

平成20年度から平成23年度までの項目

信頼される学校教育の推進

- 1 生きる力をはぐくむ学校教育の推進
- 2 潤いと安全安心の教育環境づくりの推進
- 3 学校、家庭、地域の協力と連携の推進
- 4 学校経営の充実

豊かな心をはぐくむ生涯学習の推進

- 1 地域に根ざした生涯学習活動の充実
- 2 文化財の保存や市史の継承と活用

人権を尊重しあう教育の推進

- 1 学校教育における人権教育の推進
- 2 社会教育における人権教育の推進

第3章 草加の教育の目指す姿

笑顔かがやく草加教育プラン～愛称：草加ふささら教育プラン～

草加市教育振興基本計画「笑顔かがやく草加教育プラン～草加ふささら教育プラン～」は、次の基本理念を掲げ、学校教育、生涯学習、人権教育を3つの基本構成とします。

1 基本理念と基本構成

基本理念

生きる力を共に教え育てる草加の教育

学校・家庭・地域が、互いに信頼し、絆を深め、連携して支え合い、「生きる力を共に教え育てる草加の教育」を基本理念とします。

“生きる力”とは

学校教育、生涯学習、人権教育すべてを通じて、

- ・基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力
- ・自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの人間性
- ・たくましく生きるための健康や体力

などで、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく身につけ、地域社会で子どもから高年者まで、一人ひとりがよりよく生きていくための必要となる力のことを指します。

基本構成

I 生きる力を育てる学校教育の推進

次世代を担う子どもたちにとって必要な「生きる力」を支える確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和を図り、子どもたちの良さや可能性が発揮され、一人ひとりを大切に
した信頼される学校教育の推進を図ります。

II 生きる力をはぐくむ^{がくえん}学縁都市そうかの推進

生涯学習を通じ生きる力をはぐくみ、人と人、人と地域が学ぶことをとおして新たな
絆をつくりだしていくことができるまち、学縁都市そうかの推進を図ります。

III 人権を尊重しあう教育の推進

互いに人権を尊重し、認め合う教育のさらなる推進を図ります。

愛称の“ふささら”とは

「ふささら」は一面に「ふさふさ」と実った稲穂が、風に吹かれて「さらさら」と触れ合う情景を表現した草加音頭の一節、「二人寄り添い ふささら さいさい」、「さっさ やさきた ふささら さいさい」に由来します。市制50周年を機に、市民一人ひとりが豊かな心を実らせる稲穂となって、心と心が触れあい支え合う共生社会の実現を望む意気込みを「ふささら」に託しました。

“ふささら”は、市民一人ひとりが豊かな心を実らせる稲穂となり、市民・産業・文化・教育・行政が連携し、新たな活力を生み出すことを意味しています。草加市教育振興基本計画の基本理念として掲げる「生きる力を共に教育する草加の教育」につながることから、この計画の愛称として名付けました。

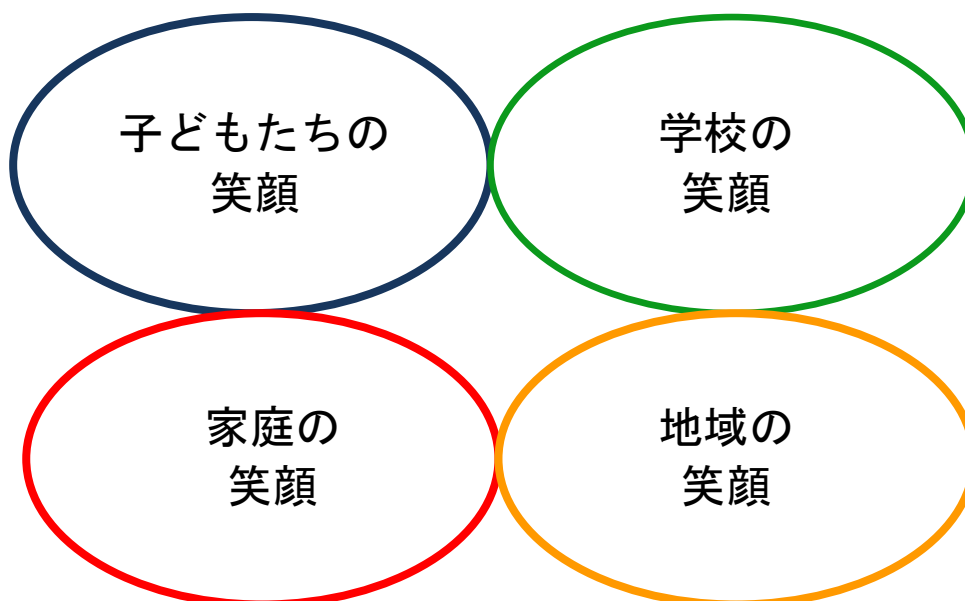
2 草加市教育振興基本計画「笑顔かがやく草加教育プラン」の全体像

基本理念

生きる力を共に教え育てる草加の教育

生きる力を育て、可能性を伸ばし、子どもたちの笑顔につなげます。

家庭・地域からの信頼を高め、学校の笑顔につなげます。



学校・地域とのつながりを深め、家庭の笑顔につなげます。

豊かな心をはぐくみ、新たな絆をつくり地域の笑顔につなげます。

基本構成

- I 生きる力を育てる学校教育の推進
- II 生きる力をはぐくむ学縁都市
そうかの推進
- III 人権を尊重しあう教育の推進

基本目標

- 1 一人ひとりのよさや可能性が
発揮される学校教育の推進
- 2 安全安心な教育環境整備の推進
- 3 学校・家庭・地域の連携の推進
- 4 地域に根ざした生涯学習活動
の推進
- 5 人権教育の推進

5つの基本目標と15の施策の方向

基本目標1

一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進

施策の方向

- 1-1 学ぶ力を伸ばす児童生徒の育成
- 1-2 心豊かな児童生徒の育成
- 1-3 健康でたくましい児童生徒の育成
- 1-4 きめ細かな特別支援教育の充実
- 1-5 一人ひとりに応じた就学支援の充実

主な取り組み

- ・「草加っ子の基礎・基本」の定着
- ・学力の向上につなげる取り組み
- ・児童生徒の学習意欲の向上
- ・児童生徒の学習に対する支援の充実
- ・児童生徒の学習環境の整備
- ・児童生徒の効果的な学習時間の確保
- ・情報教育の推進
- ・教職員研修の充実
- ・教材教具の整備
- ・学校図書館教育の充実
- ・新教育課程への対応
- ・道徳教育の充実
- ・教育相談の充実
- ・生徒指導の充実
- ・音楽教育の推進
- ・自然教室の推進
- ・学校体育の推進
- ・中学校部活動の推進
- ・学校給食の推進
- ・食育の推進
- ・学校保健の充実
- ・特別支援教育の充実
- ・特別支援教育の就学奨励費の補助
- ・県東部地域特別支援学校(仮称)との連携
- ・新たな就学援助認定方法の策定
- ・入学準備金及び奨学資金貸付制度の見直し
- ・貸付金の滞納解消に向けた取り組み

基本目標2

安全安心な教育環境整備の推進

施策の方向

- 2-1 計画的な学校教育施設整備の推進
- 2-2 魅力ある教育環境の推進

主な取り組み

- ・校舎等の耐震補強
- ・学校施設の維持管理
- ・校舎等の大規模改造
- ・小中学校における暑さ対策
- ・共通管理備品の整備
- ・自然の家の管理・運営

基本目標3

学校・家庭・地域の連携の推進

施策の方向

- 3-1 家庭・地域の教育力の向上
- 3-2 組織力を生かした学校経営の推進
- 3-3 子ども教育の連携の推進

主な取り組み

- ・学校応援コーディネーター、スクールガードリーダー配置
- ・部活動外部指導者派遣、市民活動災害補償制度の活用
- ・「親の学習」の実践
- ・学校・家庭・地域が一体となった防災教育の推進
- ・学校経営の充実
- ・学校評議員・学校評価制度の充実
- ・小学校通学区域審議会の開催
- ・中学校学校選択制の実施
- ・子ども教育連携推進室の設置
- ・子ども教育の連携に向けた基礎づくり
- ・子ども教育の連携の実践的な取り組み
- ・幼児教育振興審議会の開催
- ・幼稚園・保育園・小学校連絡協議会の開催

基本目標4

地域に根ざした生涯学習活動の推進

施策の方向

- 4-1 生涯をとおした多様な学習機会の充実
- 4-2 生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進
- 4-3 文化遺産の発掘・保存等の計画的継続的な取り組みの推進

主な取り組み

- ・学びの環境づくり 学びの活発化の推進
- ・学びのまちづくりの推進
- ・地域における生涯学習施設の整備
- ・身近で地域性を生かした学習機会の提供
- ・中央図書館の充実
- ・文化財保護意識の形成
- ・文化財保護体制の確立
- ・文化財保護施設整備

基本目標5

人権教育の推進

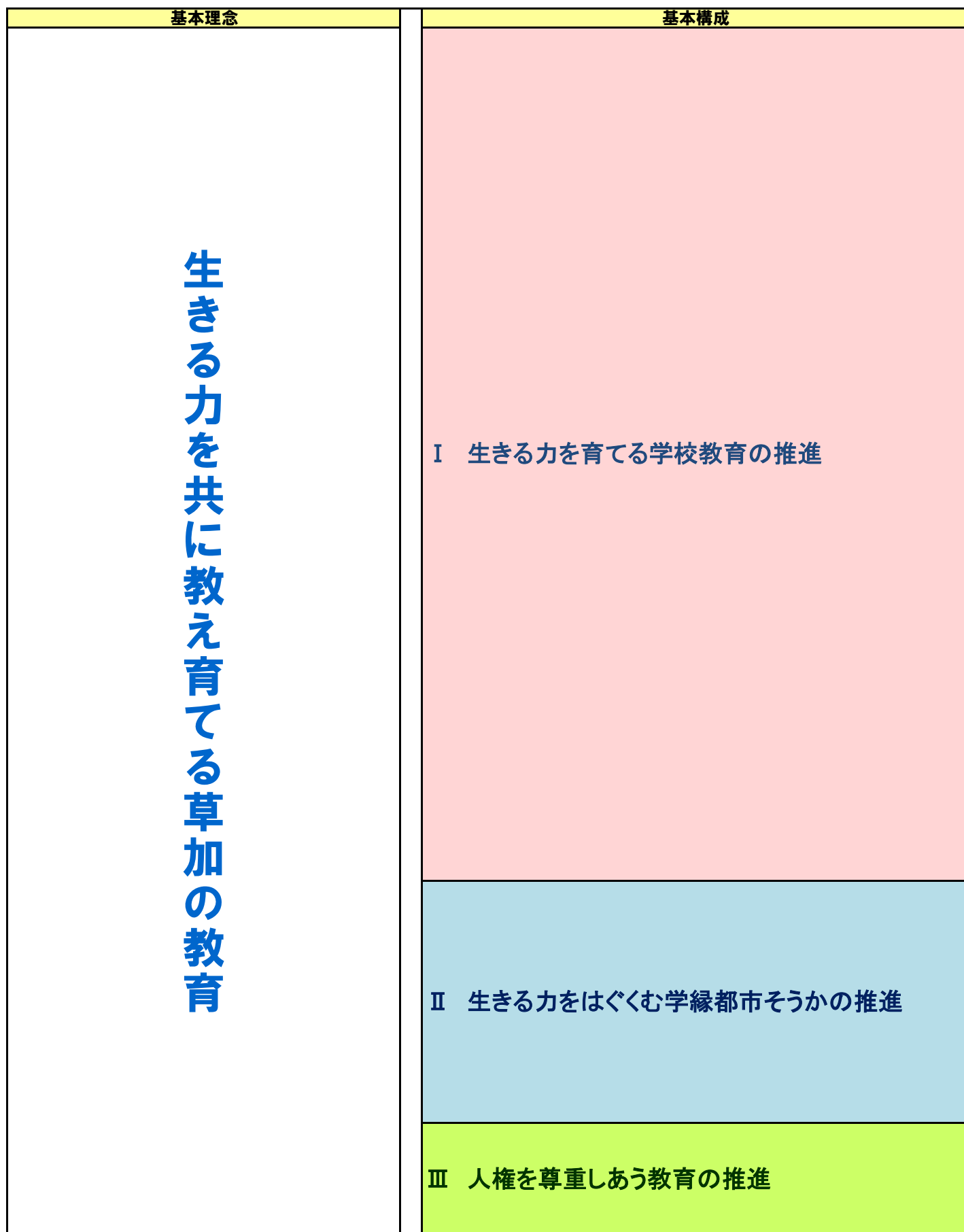
施策の方向

- 5-1 学校人権教育の推進
- 5-2 社会人権教育の推進

主な取り組み

- ・人権研修会の開催・参加
- ・啓発活動の展開

3 草加市教育振興基本計画「笑顔かがやく草加教育プラン」・施策体系図



基本目標	施策の方向
<p>1 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進</p>	1-1 学ぶ力を伸ばす児童生徒の育成
	1-2 心豊かな児童生徒の育成
	1-3 健康でたくましい児童生徒の育成
	1-4 きめ細かな特別支援教育の充実
	1-5 一人ひとりに応じた就学支援の充実
<p>2 安全安心な教育環境整備の推進</p>	2-1 計画的な学校教育施設整備の推進
	2-2 魅力ある教育環境の推進
<p>3 学校・家庭・地域の連携の推進</p>	3-1 家庭・地域の教育力の向上
	3-2 組織力を生かした学校経営の推進
	3-3 子ども教育の連携の推進
<p>4 地域に根ざした生涯学習活動の推進</p>	4-1 生涯をとおした多様な学習機会の充実
	4-2 生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進
	4-3 文化遺産の発掘・保存等の計画的継続的な取り組みの推進
<p>5 人権教育の推進</p>	5-1 学校人権教育の推進
	5-2 社会人権教育の推進

第4章 施策の展開

基本目標 1 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進

施策の方向

1-1 学ぶ力を伸ばす児童生徒の育成

現状と課題

平成20年3月に改訂された学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図ることが大切です。草加市の児童生徒の学力は、『草加っ子の基礎・基本』に取り組んできた結果、一定の成果を上げてきましたが、さらに基礎・基本の習得を徹底し、論理的な思考力や判断力、表現力などを着実に身につけていく必要があります。

平成23年度実施の埼玉県小・中学校学習状況調査結果では、調査全教科にわたって県平均をやや下回り、特に、算数と数学が県平均との差に開きがあります。

これまでの学習状況調査を様々な視点から分析し、小中学校をとおして授業規律を確立し、児童生徒にしっかりとした学力を身につけさせなければなりません。

こうした状況から、「学力の向上」が最重要課題ととらえています。

情報教育では、情報教育機器等の整備を行い、教育活動上のパソコンの活用促進を図っています。校務用コンピュータ活用のあり方、教職員の研修会の充実やサーバーの安定的利用、学校ホームページの有効利用と更新が課題です。

国際理解教育では、平成23年度から外国語活動が小学校5年生、6年生に新設されましたが、外国語活動及び英語教育のさらなる充実が求められます。

教職員研修においては、教職員が世代交代している現状を踏まえ、新採用教職員の増加に伴う初任者研修の内容充実、3年次研修や5年次研修の進め方などの課題が挙げられます。

学習補助員等については、子どもたちへのきめ細かな学習指導を行うことが大切であり、児童生徒の学ぶ力を伸ばしていくための適切な配置が必要です。

図書館教育補助員は、子どもの読書に対する関心を高め、読書力を向上するための配置が必要です。

学校用図書は、国が定める図書標準値に対し、平成22年度末で小中学校合わせて90%の充足率となっており、一層の充実を図る必要があります。

施策の方向

「学力の向上」については、児童生徒の「学習意欲」を向上させるため、学習への「支援」と「環境」の整備を行い、幼児期教育を出発点として小学校教育から中学校教育へ緊密に連携していくことが大変重要です。そして「時間」をかけて実践を積み重ねていくことが、確かな学力の向上に結びつくものと考えます。

情報教育機器等の整備をとおして児童生徒のさらなる情報活用能力の育成や情報モラルの向上を図ります。

外国語活動及び英語教育では、外国語活動や授業で培われた知識を実際に使い、コミュニケーション能力の育成と英語学習へのモチベーションを向上させ、国際理解教育を推進します。

教職員研修では、指導技術の伝承や初任者をはじめとする各年次・各階層別研修及び臨時的任用教員の指導力を高める研修を行います。

児童生徒の学力の向上を補助するため、学習補助員の採用にあたっては雇用条件を改善し、免許保有者を積極的に採用します。また、教職員との合同研修と情報交換を行い、教員と各補助員の技能向上に努めます。

学校用図書を充実し、学習指導要領改訂に伴う備品整備を計画的に実施します。

主な取り組み

◇『草加っ子の基礎・基本』の定着

『草加っ子の基礎・基本』をより定着させるため、「知・徳・体」のバランスのとれた取り組みを進めます。「知」における児童生徒の基礎・基本のさらなる徹底を図り、学力の向上につなげます。

◇学力の向上につなげる取り組み

「全国学力・学習状況調査」や「埼玉県小・中学校学習状況調査」、その他の学力調査などの分析結果をもとに、「草加市学力向上プログラム」の策定を行い、基礎・基本の習得を徹底し、論理的な思考力や判断力、表現力などの能力を高めます。各学校の課題を明確にした「学力向上プログラム」を立て、児童生徒の実態に合わせた指導に計画的かつ継続的に取り組みます。

◇児童生徒の学習意欲の向上

各学校の「学力向上プログラム」をもとに、指導方法を改善し、児童生徒の興味や関心を引きつける工夫を行い、児童生徒への的確な指導を実践します。

また、状況に合わせて教材等を活用し、児童生徒の学習意欲を引き出すための独自の取り組みを実施します。さらに、児童生徒の読書活動への意欲を高めるため、各学校で全員が一斉に読書する時間や場の充実に取り組みます。

◇児童生徒の学習に対する支援の充実

一人ひとりの児童生徒に基礎的な知識・技能を身につけるため、学習補助員が、少人数指導などの効果的な指導に取り組み、学生ボランティアの協力を得て学習支援の充実に取り組みます。

児童生徒が進んで読書するため図書館教育補助員が、読み聞かせ活動でのコーディネートなど、読書活動の充実に取り組みます。日本語に不自由な外国人の児童生徒が、日本語を着実に身につけていくため、国際理解教育補助員が、日本語指導の支援に取り組みます。外国語活動・英語教育を充実させるため、語学指導助手が児童生徒のコミュニケーション能力の育成に取り組みます。

◇児童生徒の学習環境の整備

子どもたち一人ひとりの学習を支援し、9年間を通しての学力の向上を計画的に進めるため、中学校区ごとの小中学校合同での授業研究会の開催など小中学校間の連携を図りながら、学力の向上に取り組みます。

また、学習掲示物の工夫をはじめ、各学校の実情に合わせ、朝の時間等で静粛な環境をつくり、学習や読書に集中できるよう、児童生徒の落ち着いた学習環境づくりに努めます。

◇児童生徒の効果的な学習時間の確保

各学校で、授業規律を確立し、児童生徒が計算や漢字の繰り返し学習をできる時間や場の設定に取り組みます。また、児童生徒の学力の向上を支援する場として、夏休みなどを利用した算数・数学、国語などの補習を行う教室を開催します。

また、埼玉県家庭教育アドバイザー^{*5}の活用など家庭学習を推進するため、保護者と連携しながら、家庭学習の充実に取り組みます。

◇情報教育の推進

児童生徒が意欲的に調べ学習に取り組むため、情報機器の整備に取り組みます。

また、学校ホームページの有効利用を図るため、有害情報の監視も併せ、全校のホームページ更新の支援に取り組みます。

◇教職員研修の充実

教職員としての指導力の向上のため、体系づけた研修計画を確立し、教職員研修の充実に取り組みます。まず、専門性を確認するため「初任者研修」や「臨時的任用教員研修」、「5年次教員研修」、市独自で実施している「3年次教員研修」や「中堅教員研修会」の充実に取り組みます。さらに、専門性を発展させるため、市独自の教職員研修に取り組みます。

管理職としての管理・指導力の向上のため、市独自で実施している校長研修会、教頭研修会、学校経営研修会の充実に取り組みます。

◇教材教具の整備

新学習指導要領の全面実施に伴い、新たに必要な教材教具を整備し、教員が教材研究を深めることのできる環境をつくり、授業力の向上につなげます。また、授業の工夫や改善をとおして、児童生徒の学力の向上を図ります。

◇学校図書館教育の充実

図書館教育補助員の増員により、児童生徒の読書に対する関心を高め、朝読書の充実を図ります。また、小中学校図書館の蔵書内容や老朽化した図書の更新を考慮のうえ、市全体として平成26年度までに、国が定める図書標準値の充足率100%達成を目指します。

◇新教育課程への対応

学習指導要領の改訂に伴う備品整備として「伝統や文化に関する教育の充実」に関し、音楽の分野では和楽器の重視、また体育の分野では武道の必修化に基づき、それぞれに必要な教材備品を年次的に整備します。

施策の方向

1-2 心豊かな児童生徒の育成

現状と課題

近年、少子高齢化、高度情報化が急速に進展する中、社会全体に様々な課題が生じています。また、都市化傾向の高まりから、自然環境の減少、地域社会の連帯感の希薄化、核家族化など、児童生徒を取り巻く環境に大きな変化が生じています。

児童生徒は、その影響を受ける中で育っており、規範意識や倫理観の低下及び自然とのふれあいなど、人格を形成する上において必要な経験の不足等が懸念されます。

草加市の小中学校においても、不登校、暴力行為、いじめなど生徒指導上の課題があり、その改善及び解決に向け、様々な角度から取り組みを推進していく必要があります。

施策の方向

直面する課題に対応するため、幼稚園、保育園、小中学校の連携を図りながら、道徳教育をはじめ、教育相談・生徒指導の充実を図ります。また幼児期から、人や自然とのかかわりを広げる豊かな体験活動を通して感性の形成やコミュニケーション能力の向上を図ります。また、音楽教育や自然教室を充実し、心豊かな児童生徒の育成を目指します。

主な取り組み

◇『草加っ子の基礎・基本』の定着

『草加っ子の基礎・基本』をより定着させるため、「知・徳・体」のバランスのとれた取り組みを進めます。「徳」における基礎・基本のさらなる徹底を図り、心豊かな児童生徒の育成を目指します。

◇道徳教育の充実

人間としてよりよく生きるための道徳性を育成するという視点に立ち、社会生活のきまりや基本的モラルを身につけるなど規範意識の向上のため、道徳教育の内容、指導の充実を図る施策を推進します。埼玉県教育委員会発行の『彩の国の道徳』を積極的に活用し、児童生徒の自尊心の形成や他者への思いやりなどを身につけるための指導を実施します。

◇教育相談の充実

電話・面談・学校訪問等による教育相談をとおして、各学校の実態を踏まえた生徒指導に関する支援に取り組み、適切な助言を行います。学級支援員の小学校配置、さわやか相談員とスクールカウンセラーの中学校配置、学校支援指導員、臨床心理士等の小中学校派遣を含め、発達上や生徒指導上の課題のある児童生徒一人ひとりの支援の充実を図ります。さらに、適応指導教室^{*6}の運営の充実及び増設に取り組み、不登校児童生徒への適切な支援に努めます。

◇生徒指導の充実

生徒指導は、教職員が教育活動のあらゆる機会をとらえ実施する必要があります。教職員が生徒指導のあり方について共通理解を深め、情報を共有し、管理職のリーダーシップの下、教員相互の信頼・協力関係により、校内指導体制を確立し、生徒指導連絡協議会を通じ学校間の連携を図ります。また、地域と一体となった生徒指導を行い、家庭と連携し、一貫した指導にあたります。さらに、学校警察連絡協議会等の会議や研修を充実させ、学級集団アセスメント検査^{*7}や臨床心理士の巡回相談等をとおして不登校やいじめ、暴力行為等の未然防止に努めます。

◇音楽教育の推進

合唱や合奏などの活動で互いに認め、助け合いながら真剣に取り組むことを通じ、人との望ましいかかわり方を学び、児童生徒の情操教育の充実を目指します。市内音楽祭や南部地区音楽祭、プロの演奏を直接聴く生演奏の学校コンサートを支援し、豊かな感性を育てます。また、授業研究会や夏季音楽科実技研修会を実施し、教職員の授業力の向上を図ります。各学校への計画的な楽器整備を進め、合奏などの音楽活動の充実を図ります。

◇自然教室の推進

大自然に恵まれた奥日光自然の家を利用し、児童生徒一人ひとりが自然の恵みや美しさに触れる体験を通じ、豊かな感性を育みます。学校生活では得難い自然の中での仲間とのふれあいを通じ、よりよい人間関係を築き、心豊かな児童生徒の育成を目指します。ゆとりあるプログラムをつくり、自然への能動的な行動を前提としつつ、児童生徒の自主性を伸ばす活動や問題解決型学習を進めます。

施策の方向

1-3 健康でたくましい児童生徒の育成

現状と課題

本市の児童生徒の体力は、県平均と比較して、全体的に若干下回っています。児童生徒の実態を検証し、授業の実践のあり方、運動に対する意識調査などを行い、健全な体力の向上を図ることが必要です。

また、中学校部活動では、個人競技において幅広く活躍しています。一方、集団競技においても様々な活躍がありますが、部活動全体としてのレベル向上とその支援が必要です。

学校給食は、小学校が自校直営調理方式、中学校が自校委託調理方式を採用しており、安全でおいしい手作り給食を実施しています。

また、地産地消の推進については、給食の食材に使用する野菜を、市内の食育応援農家から学校に納入していますが、運搬や規格等が課題となっています。

学校保健では、むし歯等の疾病を有する就学予定児童が増加傾向にあり、その早期治療を促進する必要があります。また、各種健康診断を実施し、保健上必要な助言を行い、特に感染症対策について、感染予防及び感染拡大の防止を図る必要があります。さらに、学校における災害については、その発生を可能な限り未然に防ぐことが求められています。

施策の方向

幼児期教育から中学校教育まで子どもたちが体を動かすことで運動が好きになり、授業等で特性を知り、知識や技能を身につけながら、体力の向上を目指します。中学生の部活動への意欲の向上を図り、部活動への支援を幅広く行います。

学校給食業務の適正な運用を図り、給食事業全体の収支を踏まえ、安全でおいしい草加の給食を提供します。

学校保健を充実し、健康でたくましい児童生徒の育成を図ります。

主な取り組み

◇『草加っ子の基礎・基本』の定着

『草加っ子の基礎・基本』をより定着させるため、「知・徳・体」のバランスのとれた取り組みを進めます。「体」における基礎・基本のさらなる徹底を図り、児童生徒の体力の向上を目指します。

◇学校体育の推進

児童生徒の体力の実態を把握し、授業実践のあり方を示し、教員の指導力を高め、小中学校間の連携を通じた児童生徒の体力の向上を図ります。また、青少年相撲大会や学校対抗相撲大会及びなわとび大会を開催し、体力及び指導技術の向上を図ります。

◇中学校部活動の推進

中学校部活動では、競技レベルの向上のため、外部指導者の協力を受け、部活動の充実を図ります。また、市内中学校の部活動が関東大会や全国大会へ出場する際、激励会を実施し、横断幕を作成等広く周知し、大会出場の支援を行います。

◇学校給食の推進

小学校（直営）・中学校（委託）の学校給食業務を継続して実施します。引き続き学校給食業務の適正な運用を図るため、コスト等の比較・検討を行います。

地産地消では、地産地消会議を定期的で開催する中で課題等を整理し、地元生産者と意見交換し、農産物を積極的に学校給食に取り入れ、地元で採れた食材のおいしさを子どもたちに認識してもらうなど、地産地消の推進を図ります。

◇食育の推進

学校給食は、成長期にある子どもたちが必要な栄養を摂取し、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となることから、食の安全性を確保しつつ、学校給食を通じて食育の推進を図ります。

◇学校保健の充実

就学時健康診断をはじめ各種健康診断を実施し、その結果に基づき、治療勧告後の改善率の向上を図るため、保健上必要な助言を行い、児童生徒が健康でたくましく育つよう支援します。また、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師と連携し、さらなる学校保健の充実を図り、保健室の備品の整備を計画的に進めます。

さらに、感染症対策として、感染予防及び感染拡大の防止を図り、各種環境衛生講習を開催します。

施策の方向

1-4 きめ細かな特別支援教育の充実

現状と課題

障がいのある児童生徒が、一人ひとりの良さや可能性を発揮できる学校教育の推進のため、特別な教育的ニーズを把握し、校内支援体制の整備、充実を図っています。そのため、保護者や医療、福祉などの関係機関と連携し、個別の教育支援計画を作成するなど、長期的視点に立ち、一貫した支援を行う必要があります。

校内支援体制の整備及び特別支援学級の設置推進に努めてきました。今後はより一層の特別支援学級等の設置推進及び特別支援学級等の担当教員の育成に取り組む必要があります。

施策の方向

障がいのある児童生徒の教育的ニーズは多様化しており、それに対応できるよう、必要に応じて全ての小中学校に、障がい種別の特別支援学級等の設置を推進し、特別支援教育の充実を図ります。また、教育の機会均等の趣旨にのっとり、特別支援教育就学奨励費補助事業を進め、平成25年度開校予定の県東部地域特別支援学校（仮称）との連携を図ります。

主な取り組み

◇特別支援教育^{*8}の充実

児童生徒一人ひとりの障がいに応じ、適切な就学に係る支援に努めます。

また、特別支援学級等の新設・増設及び支援体制の充実を図るとともに特別支援学級及び通級指導教室^{*9}の安定した人材の確保、担当教員の育成及び指導力の向上に努めます。

草加市障害児就学支援委員会、就学相談、就学予定児及び保護者を対象とした発達相談会やことばの相談会等の実施を通し、児童生徒の特別な教育的ニーズを把握し、適切な就学支援をしていきます。

また、特別支援学級等の新設・増設を推進し、平成27年度までには、児童生

徒及び保護者の意向を踏まえ全ての学校への特別支援学級の設置を目指します。

さらに、特別支援教育支援員の効果的な配置及び計画的かつ組織的な活用を図り、児童生徒の特別な教育的ニーズに合った教育環境の整備を進めます。

そのほか、特別支援学級の中学3年生の生徒及びその保護者を対象とした進路先見学会の実施や中学校特別支援学級学習交流会や市内特別支援学級合同発表会への支援に取り組み、各活動、行事の充実に努めます。

加えて、特別支援学級及び通級指導教室担当教員の育成及び指導力向上のため、各種研修会の充実に努めます。

◇特別支援教育の就学奨励費の補助

教育の機会均等の趣旨に基づき、小中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学級への就学のため、必要な経費について補助をします。

◇県東部地域特別支援学校（仮称）との連携

松原小学校の旧跡地に建設予定の県東部地域特別支援学校（仮称）との連携を図り、小中学校の特別支援学級における特別支援教育の充実に努めます。

施策の方向

1-5 一人ひとりに応じた就学支援の充実

現状と課題

草加市の就学援助の認定には、これまで旧国基準の民生委員所見による認定項目がありますが、県内他市においては、同基準を用いた認定は少なく、独自に所得制限を用いた基準を設け、就学援助を実施しています。より明確な基準に基づく就学支援を実施するため、平成24年度から就学援助の認定制度の見直しを行います。

入学金等の確保が困難な保護者に対し入学準備金を、また学習意欲が旺盛でありながら、経済的理由で修学困難な高校生及び大学生に対し奨学資金の貸付を行っています。また、外国人学校に通う草加市在住の児童生徒の保護者に対し、通学に要する経費を補助しています。

近年の厳しい経済情勢の下、特に入学準備金に係る相談、申請が急増していることや、貸付金の滞納者においても増加傾向にあるなどが課題として挙げられます。

施策の方向

就学援助の認定にあたっては、所得制限を導入した新たな基準に基づいた認定を行い、同制度の運営の透明性の向上を図ります。

入学準備金、奨学資金貸付制度は、相談件数の増加や相談内容の多様化に合わせて、制度運用の充実を図ります。また、入学準備金及び奨学資金の滞納対策が急務であることから、滞納解消に向けた具体的な取り組みを実施します。

主な取り組み

◇新たな就学援助認定方法の策定

他の地方公共団体で用いている算定基準を参考に、所得制限を根拠とした認定システムを導入します。

所得基準を導入した草加市独自の認定方法の策定のため、市長部局関連部署、

学校事務員を含めた庁内検討会議で基準を調整し、新たな基準により運用を進めます。

◇入学準備金及び奨学資金貸付制度の見直し

入学準備金及び奨学資金の相談件数の増加及び相談内容の多様化により、貸付制度案内の充実、貸付額の見直し等を進めます。

また、返済にあたり金融機関へ足を運ぶ手間が省けるよう、口座振替の導入を進めます。

◇貸付金の滞納解消に向けた取り組み

滞納者に対し、文書督促及び電話催告、自宅訪問や個別相談を実施し、貸付金滞納の解消に向けた取り組みを強化します。

施策の方向

2-1 計画的な学校教育施設整備の推進

現状と課題

子どもたちの安全安心な学校施設の整備を図るため、これまで校舎等屋内運動場の耐震補強工事を進めてきました。

また、築40年を過ぎた校舎もあり、安全安心な教育環境を整備するためには、校舎の建替や大規模改修を順次実施していく必要があります。

さらに、トイレ環境の改善が必要な校舎もあり、学習環境を整えるための設備の充実が重要です。

近年の社会問題となっている夏の猛暑対策として、小中学校全普通教室へ扇風機を設置しました。そして、主として児童生徒の学力の向上を目的として進めてきた小中学校特別教室へのエアコンの整備は、学校図書室について実施し、すべての小中学校への設置を完了しました。さらに、児童生徒の健康の保持及び学力の向上のために普通教室へのエアコンの設置の必要があります。そのほか、新規備品の整備及び老朽化大型備品の更新を計画的に進めてきました。

施策の方向

校舎等耐震補強工事を平成24年度末までに完了し、校舎の建替や大規模修繕を順次実施し、トイレ環境の改善をはじめ、備品整備の充実を図ります。

また、エアコンの設置など、小中学校における暑さ対策について重点的に取り組みます。

主な取り組み

◇校舎等の耐震補強

安全安心な学校施設の整備充実を図る目的として、平成24年度末までに対象となる校舎及び屋内運動場の耐震化率100%に向け、耐震補強工事を実施します。

◇学校施設の維持管理

安全な教育環境の維持・整備を図る目的として、小中学校施設の小規模工事等を順次実施します。

◇校舎等の大規模改造

10か年の小中総合施設整備計画を策定し、校舎内外部の大規模改修工事及びトイレ改修工事の各種整備を順次進めます。また、栄小学校の老朽化した校舎等の全面改築を行います。平成23年度に実施設計、平成24・25年度の2か年継続事業による建設工事、平成26年度に外構・植栽工事を実施します。

◇小中学校における暑さ対策

児童生徒の健康の保持、学力の向上に向け、効果的かつ効率的な方法により、小中学校普通教室へのエアコンの設置を進めます。特別教室へのエアコンの整備は、中学校における部活動の推進と近隣への騒音対策として、音楽室への設置を進めます。

◇共通管理備品の整備

老朽化が著しい備品のうち校内放送機器、屋内運動場用備品及びピアノを重点に、順次整備を実施します。

施策の方向

2-2 魅力ある教育環境の推進

現状と課題

奥日光自然の家は、建設から約45年が経過していることから老朽化が著しく、毎年修繕を実施しながら維持管理を行っています。

また、一般利用状況については、施設乗り入れに使用する定期バスが季節限定のため、利用者の減少が続いています。

施策の方向

自然の家の管理運営については、施設全体の改築または他の候補地への建設を含め、今後の施設のあり方について整備計画を策定します。

主な取り組み

◇自然の家の管理・運営

奥日光自然の家は、施設の老朽化が著しいことを踏まえ、継続して改修及び修繕を実施し、施設の利便性を図り、今後の草加市における自然の家のあり方について検討し、整備計画を策定します。

また、児童生徒の健全な育成及び市民の健康増進のための施設であるため、利用者に対し、多目的広場の活用を促進し、ホームページを通じ、利用時の四季折々の情報提供を図りながら、さらなる利用者の拡大に努めます。

施策の方向

3-1 家庭・地域の教育力の向上

現状と課題

子どもを取り巻く教育環境の課題について、解決及び改善に向かうためには、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが非常に重要です。

小中学校の全校に組織した学校応援団^{*10}は、学校における学習活動、児童生徒の安全確保、環境整備、部活動への支援等、学校の活性化と家庭や地域の教育力の向上を図ることを目指しています。

これまで、スクールパトロールステーションの設置などを進めてきました。

今後学校応援団をさらに充実していくため、多くの人材の協力、地域の特色を生かした多様な体験活動への展開、長期的展望に立った教育力活用のためのシステムづくりにおける学校ごとの進め方などが課題として挙げられます。

施策の方向

学校とボランティアとの連絡調整等を行う学校応援コーディネーターを各校置き、人材の確保や活動内容の充実を図ります。また、危機管理対策の一環として、学校応援団連絡協議会や研修会を実施し、各校の情報交換、実践事例の紹介、人材の育成等を行います。

小中学校と地域の連携を通して、防災教育や防犯教育を推進し、児童生徒自身が危機を予測し、回避できる能力やルールやマナーを守って安全に生活する態度を育成します。

すべての教育の出発点は、「家庭教育」にあるものと位置付け、埼玉県の推進する「親の学習」のプログラムを積極的に活用し、PTAと連携し、家庭の教育力の向上を図ります。

主な取り組み

◇学校応援コーディネーターの配置と活動内容の充実

学校応援団の活動の充実を図るため活動発表会などを開催し、各校に経験豊か

な学校応援コーディネーターを配置します。学校応援団の登録者名簿の作成・管理や学校とボランティアとの連絡及び調整を行い、小中学校と地域の連携の充実を図ります。

◇スクールガード・リーダーの配置と活動の推進

平成23年度から埼玉県教育委員会の委嘱により、スクールガード・リーダー^{*11}を小学校全校に1名ずつ配置しました。

スクールパトロールステーションを拠点として、スクールガード・リーダーは、学校における安全管理対策への参加、学校内外の安全点検、通学安全パトロール、不審者や危険箇所等に関する学校との情報共有、防犯教室や地域安全マップ作りなど、児童生徒の安全安心を確保するための活動の充実に努めます。

また、学校応援団連絡協議会を開催し、各校での応援団の具体的な取り組みについて情報交換し、各校での活動の充実及び発展を図ります。

◇中学校部活動の外部指導者派遣

学校長が推薦し、草加市教育委員会が承認し、専門的な技術指導力を備えた部活動指導者による部活動支援について実施します。

◇草加市市民活動災害補償制度の活用

全小中学校において、学校応援団としての加入申請を呼びかけ、学校応援団名簿を年度ごとに更新し、組織の把握と体制整備を図ります。

◇「親の学習」の実践

基本的な倫理感、社会的なマナー、自立心や自制心などを育成するうえで、家庭教育は重要な役割を担っています。

「親の学習」では、親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」と、中学生を対象とした「親になるための学習」を行い、家庭教育に関する考え方や進め方を深める機会を提供し、PTAと連携し、家庭の教育力の向上を図ります。

◇学校・家庭・地域が一体となった防災教育の推進

自然災害に適切に対応するため、発達段階に応じた防災に関する教育を進め、学校・家庭・地域が一体となって、避難訓練等や安全に関する指導を計画的に実施します。

施策の方向

3-2 組織力を生かした学校経営の推進

現状と課題

学校経営を円滑に行うため、管理職の強いリーダーシップが求められ、自ら考え主体的に行動できる教職員の育成が急務となっています。

学校経営の充実を図るため、学校評議員制度^{*12}や学校評価の工夫・改善が必要となります。

中学校学校選択制の推進により、児童生徒及び保護者の希望に応える学校教育を推進するため、中学校学校選択制の在り方を見直し、地域の教育力を結集し活用しながら、保護者・地域の方々の参画した学校教育が必要となります。

また、ベテラン教員が退職し若手教員が増加し、欠員補充や各種代員等、臨時的任用教員が増加している現状を踏まえ、一人ひとりの資質・能力や年齢、各校の男女比等を加味しながら、各学校の課題解決と教育の重点に直結する効果的かつ計画的な配置に努める必要があります。

施策の方向

学校評議員制度の運営や学校評価の方法を見直し、制度の充実を図ります。また、中学校学校選択制の推進や人事異動事務、小中学校の連携を通して、学校の活性化を図ります。

主な取り組み

◇学校経営の充実

学校管理運営事業では、管理職のリーダーシップの形成を図るため、校長会議・教頭会議等での指導及び情報提供を行い、学校管理研修会の企画・運営の充実を通して管理職の育成に努めます。

また、学校管理訪問及び学校指導訪問により各学校の実態把握に努め、課題を明確にして指導を行い、校長の学校経営を支援します。

各校の中核となる人材育成については、各校の課題を踏まえて配置し、個々の経験年数に応じた指導を充実します。

各年次研修においては、個々の経験年数に応じた教員としての心構えや服務、教員事故防止等について指導します。学校事務職員・学校栄養職員に対し研修会を開催し、それぞれの立場に応じた姿勢と服務、教職員事故防止等について指導し、より専門性豊かな職員を育成します。

◇学校評議員及び学校評価制度の充実

学校評議員制度における評議員の活動内容や学校評価の評価項目や公表の仕方を見直し、各校の取り組みや評価について一層の充実を図ります。

各校の取り組み等、家庭・地域に積極的に情報提供を行い、学校応援団等地域の教育力を結集して活用し、保護者・地域の方々の参画した学校教育を一層推進します。

学校評価については、全校で実施し、保護者・地域の方々のご意見を踏まえ、学校の取り組み等について見直し改善を図ります。評価項目の内容や公表の仕方等見直し、より質の高い学校教育を推進します。

◇小中学校通学区域審議会の開催

草加市立小中学校通学区域審議会を開催し、各校の規模や地理的要件、児童生徒の登下校における安全確保等の視点から選択可能通学区域の見直しを図ります。

◇中学校学校選択制の実施

中学校学校選択制により、児童生徒及び保護者の希望に応じていくため、児童生徒一人ひとりが、より充実した中学校生活を送れるよう努めます。学校の教育情報を進んで地域に発信し、児童生徒及び保護者、市民の信頼に応える教育を促進します。

施策の方向

3-3 子ども教育の連携の推進

現状と課題

少子化、核家族化、生活環境の変化による人間関係の希薄化や家庭・地域の教育力の低下を背景として、子どもたちの健全な育成に影響を及ぼす様々な課題が指摘されています。こうした中、子どもたちの自ら学ぶ力、考える力などの生きる力をしっかりと身につけさせることが大変重要です。

そのためには、幼稚園・保育園、小学校・中学校の連携をとおして、生きる力の育成をより確実なものにしていく必要があります。幼稚園と保育園の連携は、その制度の違いもあり、一部での実施にとどまっており、幼稚園・保育園と小学校の交流も個別的な段階にとどまっています。また、小学校と中学校の連携においても学校間の相互理解が十分に行われていない面もあります。幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の接続期において、小1プロブレム^{*13}や中1ギャップ^{*14}といった問題も発生しています。

今後は、子どもたちの自ら学ぶ力、考える力などの生きる力の育成において、幼稚園及び保育園における幼児期教育、小学校教育、中学校教育を連続した教育期間ととらえた連携の取り組みが必要になります。さらには、認可外保育園や未就園児をこの枠組みの中へ取り込んでいく効果的な働きかけも課題として挙げられます。

施策の方向

幼稚園・保育園における幼児期教育、小学校教育、中学校教育を連続した途切れることのない子ども教育の期間ととらえ、それぞれの円滑な移行を支援し、幼保小中の連携を図るため、子ども教育連携推進室を設置します。

未来を担う子どもたちの生きる力を育成するため、その根幹となる自ら学ぶ力、考える力の育成を目的に、幼保小中の連携をより一層図ります。

埼玉県の提唱する子育ての目安としての「3つのめばえ^{*15}～子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育活動を目指して～」を基準として、幼児期教育から小学校教育にかけての発達の連続性に関わる施策を実践します。

主な取り組み

◇子ども教育連携推進室の設置

幼児期教育から中学校教育までを連続した教育期間ととらえ、円滑な移行を支援し、幼稚園・保育園、小学校・中学校の連携の充実を図るため、子ども教育連携推進室を設置します。

◇子ども教育の連携に向けた基礎づくり

幼児期教育から中学校教育までの教育期間において、具体的な施策を展開するための基礎づくりを行います。

幼稚園・保育園、小学校・中学校の代表者や有識者等で構成する「(仮称) 子ども教育連携推進委員会」を立ち上げ、連携に関するアンケートを実施し、先進的取り組みの事例を研究します。また、幼稚園・保育園、小学校・中学校の連携事業の基本方針及び行動計画を策定し、連携の実施に向けた協議や調整を行います。

◇子ども教育の連携の実践的な取り組み

幼児期教育から中学校教育の連続した教育期間において自ら学ぶ力、考える力の育成につなげるため、幼稚園・保育園と小学校の連携や、小学校と中学校の連携の推進に向けた取り組みを行います。

また、小1プロブレムや中1ギャップ及び教員が子どもと関わり合える時間の確保などの課題の解決及び改善を図ります。

◇幼児教育振興審議会の開催

平成23年3月に出された答申の内容について、草加市の課題解決に向けた取り組みの効果検証を行い、子ども教育の連携推進に生かしていきます。

◇幼稚園・保育園・小学校連絡協議会の開催

幼稚園・保育園・小学校連絡協議会では、子ども教育の連携推進における施策の中で、保育・授業参観及び協議会、地区懇談会・講演会等を実施し、幼稚園・保育園・小学校の連携を深め、保護者への啓発活動に努めます。

施策の方向

4-1 生涯をととした多様な学習機会の充実

現状と課題

平成20年5月の世論調査では、7割を超える国民が今後、生涯学習をしてみたいと望んでいます。平成21年3月に「第二次草加市生涯学習基本構想・基本計画」を策定し、基本理念として『生きる力をはぐくむ学縁都市 そうか』を掲げ、生涯学習活動の推進に取り組んでいます。

計画を実現していくためには、生涯学習を実践する市民の参画が不可欠です。社会教育委員会議や生涯学習市民推進会議と連携を図り、庁内において生涯学習を実践している所管職員で構成した生涯学習行政推進会議における情報の共有化を図っていく必要があります。

施策の方向

市民と行政の協働により、「学びの環境づくりを推進する」「学びの活発化を推進する」「学びのまちづくりを推進する」の3つの施策を体系化し、4つの重点プロジェクトをさらに推進します。

1 新たな学習システムの構築

様々な学習主体から提供されている学習講座を総合化・体系化して選びやすく、学びやすく、継続しやすい学習システムを構築します。

2 生涯学習センター機能の整備

学習講座のほか、仲間同士のサークル・団体活動を含めて市民の学習全般を支援し、活性化するための学習相談や情報提供及び基本計画に定めた4つの重点プロジェクトを推進するための生涯学習センター機能を整備します。

3 地域学習圏づくりの推進

学習活動が身近な地域で行えるよう、小学校区を念頭において、その地域にある様々な資源を有効活用します。

4 市民と協働する学習活動の推進

学習環境の整備・充実を、市民との役割分担により進めます。

主な取り組み

◇学びの環境づくりの推進

市民にとって学びやすい学習環境を整備していくため、学習の拠点となる生涯学習センター機能を構築し、また公共施設配置計画に生涯学習センター施設が位置付けられるよう、今後改築等が予定されている施設との複合化について検討します。

また、平成塾や地域団体等とのつながりを強め、地域が持っている文化や人材等の学習資源を活用し、学校・家庭・地域におけるコミュニティの拠点となる身近な地域学習圏づくりを推進します。

◇学びの活発化の推進

市民一人ひとりが選択しやすい学習環境を整備するため、様々な学習主体から提供されている学習機会の情報を一元化し、体系化します。

また、市民意識の多様化に伴う様々な現代的課題に対応するため、学習プログラムの充実に努め、専門的な知的資源を有している大学と連携し、より高度な学習機会を確保します。

さらに、魅力ある地域づくりや新しい地域文化の創造につなげるため、自分たちが住んでいる地域に受け継がれてきた文化や草加の歴史を学習資源として活用します。

◇学びのまちづくりの推進

まちづくりを進めるためには、地域ぐるみの子育て環境をつくる必要があります。親子で参加できる魅力ある地域の学習環境の整備や地域全体で子どもを育てるネットワークのあり方について、全庁的な検討を進めます。

また、生涯学習の基礎づくりは、小中学校の果たす役割が極めて重要です。子どもたちが将来社会に出ていくとき、大きな糧となる地域の人たちとのふれあい、異世代間の交流、地域活動への参加などについて、学校教育と連携した地域における学習活動を推進します。

施策の方向

4-2 生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進

現状と課題

公民館や中央図書館は、多様な学習の機会を提供し、地域の生涯学習推進の拠点施設として幅広く市民に活用されています。

学校・家庭・地域の連携を図るため、平成塾における世代間交流の拡充や、より身近で地域性を生かした学習機会の提供を行うための仕組みづくりについて、取り組む必要があります。

公民館の建替では、(仮称)谷塚西文化センター建設事業を実施します。中央公民館及び川柳文化センターについては、施設の老朽化が進み、耐震補強工事等が必要となっています。

中央図書館の蔵書数は、一定の水準に達していますが、年数の経過した図書が多く、引き続き図書の整備充実を図り、利用者の様々なニーズに応えていく必要が求められています。また、分館的機能を有する地域開放型図書室の利便性の向上を図る必要があります。

施策の方向

生涯学習施設の整備にあたっては、地域性を考慮し、補助金の活用を含め、幅広い視点から検討を行います。

中央公民館及び川柳文化センターでは、市民から求められる機能を考慮し、既存施設を十分に活用しつつ財源的な課題を踏まえ、耐震補強等必要な改修工事について、十分な検討を行います。

中央図書館では、市民の知的要求に応え、利用者が必要とする情報提供の場として、多様できめ細かなサービスを提供します。

また、公民館図書室、小学校サービスコーナー、地域開放型図書室の充実及び効果的な運営を推進します。

主な取り組み

◇地域における生涯学習施設の整備

地域における生涯学習施設の整備では、（仮称）谷塚西文化センター建設事業を実施します。

その他の施設整備については、公共施設配置計画に確実に位置付けるため、関係機関と協議を行い、学校施設等との複合化の可能性を検討します。

中央公民館と川柳文化センターについては、耐震補強等必要な改修工事について十分な検討を行います。

◇身近で地域性を生かした学習機会の提供

学校・家庭・地域との連携を深めるため、小学校を拠点とした平成塾における世代間交流を推進します。

また、地域の身近な課題解決など公民館ごとに地域性を生かした事業を展開するため、生涯学習に関心のある地域住民や関係機関、利用団体の代表者で構成するボランティアを（仮称）公民館サポーターとして制度化するための調査・研究を行います。

◇中央図書館の充実

図書資料の整備、レファレンスサービスなど利用者の希望に沿った情報提供の充実に努めます。視覚障がい者サービスとして、カセットテープによる録音資料をデジタル録音図書（デイジー）^{*16}に切り替えます。

また、地域開放型図書室では分館的機能を強化するため、開館日の拡大や司書等の配置を検討します。さらに、獨協大学図書館との相互協力を強化し、利用者のニーズに答えていくよう努めます。なお、施設管理面では、空調設備の改修を計画的に行います。

施策の方向

4-3 文化遺産の発掘・保存等の計画的継続的な取り組みの推進

現状と課題

江戸時代に日光道中の宿場町として栄えた草加は、松並木や町屋建築の建造物が旧街道沿いに残っており、また、縄文時代に造られた丸木舟や古墳時代の土器など、学術的に貴重な文化財も数多く出土しています。

草加せんべいを始めとする地場産業や地域の祭り、民俗芸能なども草加の歴史を語る上では外すことのできない事柄です。

地域に残る有形・無形の貴重な文化遺産を市民共有の財産として将来にわたり保存・継承していくことを認識し、絶やすことなく後世に伝えていく取り組みを、これまで以上に推進していくことが重要です。

施策の方向

平成22年度に策定した「草加市文化財保護基本計画」の方向性を踏まえ、「文化財保護意識の形成」、「文化財保護体制の確立」、「文化財施設の整備」の3つの大きな柱とし、個々の取り組みを推進します。

主な取り組み

◇文化財保護意識の形成

学校教育や生涯学習における郷土学習の機会の提供を充実したものとするため、小中学校での社会科授業や歴史民俗資料館主催事業等をとおして、文化財保護意識の形成を図ります。また、手軽に草加の郷土史を学ぶためのツールとして、「(仮称)草加の歴史ハンドブック」を作成します。児童生徒の社会科の学習教材及び草加を訪れる人々の歴史スポットのガイドブックとして活用します。

さらに、指定文化財等の所有者、文化財保護審議会委員、行政職員との三者が集う場を設けるなど、官民が一体となり、文化財を保護していくための情報交換や話し合いが可能となるような環境の整備を進めます。

◇文化財保護体制の確立

貴重な文化遺産の有効活用を一層促進するため、生涯学習課の組織を充実し、無形文化財に関する調査や松並木の指定登録手続、市登録文化財制度の導入についての検討を行います。また、埋蔵文化財については、専門知識を有した者を配置し、調査を実施します。

◇文化財保護施設の整備

歴史民俗資料館は、国の登録有形文化財に登録されたことから、外見を大きく変える増築や改修は行うことができません。収蔵資料の保管は、小中学校の空き教室を活用するなど館外施設に頼らざるを得ない状況にあります。将来的には草加小学校の建替えに併せ、収蔵施設の新設について検討を行います。

また、観光資源としてスポットを当て、旧街道沿いの神明庵や他の町屋建築と連携し、スタンプラリーや草加宿絵画コンクールを実施し、他の歴史的建造物との回遊性を持たせて人の流れをつくり、地域の活性化につなげます。

さらに、歴史民俗資料館収蔵資料台帳の閲覧が可能となる収蔵資料検索システムを構築し、収蔵資料の利用促進及び適切な管理を図ります。

施策の方向

5-1 学校人権教育の推進

現状と課題

人権においては、国際化、少子高齢化等の社会の変化に伴い、女性、子ども、障がい者、高齢者、同和問題、外国人などに関する様々な課題が存在しています。

小中学校においては、人権に関する歴史や様々な課題について、児童生徒が授業等で学習するなど発達段階に応じた取り組みを行っています。しかし、いじめの問題やプライバシーの侵害に加え、インターネット等による差別の問題等、児童生徒間の人権に関する新たな課題も生じています。

施策の方向

学校における多様な機会を通して、人権を大切にしようとする教育を推進し、子どもの人権擁護の視点に立ち、基本的人権を尊重する意識の醸成・定着・高揚に努めます。

豊かな人権感覚を身につけ、主体的に行動できる児童生徒の育成を図ります。

主な取り組み

◇学校人権教育の推進

児童生徒の自ら学ぶ力、自尊感情及びコミュニケーション能力の向上のため、自他を尊重する人権意識を高め、主体的に行動していく実践力を培います。

また、人権に関する作文や標語を収めた人権文集を発行し、人権・同和問題への取り組みに積極的に参加します。

人権・同和問題について、教職員研修会を重視し、管理職の研修会に外部講師を招き、歴史的背景のある場所を取り上げ、研修会を開催します。また、人権を正しく学ぶため社会科歴史学習の研修を実施し、年間指導計画へ位置付けます。

人権教育主任対象の研修会を通して、各学校で人権研修会を行います。初任者研修、3年次経験者研修で人権を取り上げ、人権の指導者研修の充実を図ります。

施策の方向

5-2 社会人権教育の推進

現状と課題

日本国憲法で保障された基本的人権は、侵すことができない永久の権利ですが、同和問題をはじめ、女性、子ども、障がい者、高年者、外国人、また結婚や就職差別等、今日でも多岐にわたる人権問題があります。

これまで、こうした問題を広く市民とともに分かち合うことを目的とし、人権教育施設である吉町集会所をはじめ、公民館等においても人権教育のための講演会や講座を開催してきました。

しかし、インターネット上での差別的な書込みの横行や放射能漏れに起因する差別等、社会が生み出す新たな人権問題は後を絶ちません。

施策の方向

より多くの市民が人権の課題について考え、より身近なものとして捉えることができるよう、吉町集会所や公民館における学習機会の充実に努め、全ての人が相互に存在を認め合い、尊重し合う平和な社会の実現を目指します。

主な取り組み

◇社会人権教育の推進

吉町集会所において、人権教育講演会や年間を通じた講座を開催するほか、市民との協働により定期的に「集会所まつり」を開催し、地域を挙げて人権問題の解消に取り組み、吉町集会所の施設管理を適正に行うため、修繕等を実施します。

また、公民館においても、引き続き人権に関する講座等を地域に偏りなく実施し、人権問題への解決意識の形成を図ります。

なお、各社会教育施設における講座や講演会の実施にあたっては、時代に合った人権課題を題材とした学習機会を、社会教育関係団体等と連携し、市民に幅広く提供します。

第5章 計画の推進に際して

1 学力の向上に取り組むための連携・協力

学習指導要領の改訂により、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を進めていく必要があります。

草加市では、第三次総合振興基本計画後期基本計画の中で、次世代にとって必要な学力の向上を重点目標の一つに掲げているところです。

草加市教育委員会としても、子どもたちの学力の向上を最重要課題の一つとしてとらえ、子どもたちの学習の実態等を多面的な視点から分析し、その取り組むべき方向性や方法等を明らかにし、具体的な目標を定め、その達成に向けて取り組んでいきます。

また、学校・家庭・地域が連携・協力して、学力の向上のための取り組みが、より着実なものとなるような形で支援をしていきます。



2 特別支援学校との連携及び特別支援学級の充実

埼玉県立特別支援学校の誘致に関し、県立の特別支援学校設置を求める意見書が採択された平成18年9月以降、埼玉県と協議を重ね、特別支援学校の事業着手に向け取り組んできました。

その後、松原小学校の旧跡地に、知的障害の児童生徒を対象とした県東部地域特別支援学校(仮称)が、平成25年4月に開設する運びとなりました。

開校に向け、埼玉県と引き続き協議を行い、県東部地域特別支援学校(仮称)と市内小中学校の連携を図ります。また、全小中学校への特別支援学級の設置を進め、担当教員の育成及び指導力の向上に努めるなど、特別支援教育のさらなる充実を推進します。

3 生きる力を育てるための子ども教育の連携の推進

幼稚園・保育園の幼児期教育から小学校教育、中学校教育までを途切れることのない連続した教育期間としてとらえ、未来を担う子どもたちの生きる力を育成するため、子ども教育連携推進室を設置します。子ども教育連携推進室は、幼保小中の連携を推進するため、基本方針及び行動計画を策定します。

行動計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域の連携を図り、社会全体で子どもたちの自ら学ぶ力、考える力などの生きる力の育成を支えていきます。

4 文化財保護と活用をとおした心豊かで魅力あるまちづくりの推進

文化財は、郷土の歴史や文化の正しい理解のために欠かせないものであり、かつ将来の文化の向上発展の基礎を成すものですが、様々な理由により継承していくことが困難な文化財も見受けられます。

文化財の存在意義や置かれている状況を広く市民が自覚し、文化財を地域共有の財産として将来にわたり継承していくためには、長期的な展望にたった方策を早急に講じる必要があります。

このため、平成22年度に策定した「草加市文化財保護基本計画」を踏まえ、文化財保護のための意識形成や体制強化、歴史民俗資料館の整備等に係る取り組みを積極的に推進し、文化財所有者や市民との協働による文化財の保護と活用をとおした、心豊かで魅力あるまちづくりに努めます。

目標値

【施策（基本事業）の指標】

	基本事業名	成果指標	実績値 (H22)	目標値 (H27)
1	草加っ子「ステップアッププラン」推進事業	「草加っ子の基礎・基本」 ①基礎学力が定着している割合 ②規律ある生活が定着している割合 ③健康・体力の項目が維持・向上している割合	①87.1% ②84.6% ③80.3%	①93.0% ②87.0% ③82.5%
2	教育相談の充実	不登校児童生徒在籍率＝不登校児童生徒数／全児童生徒数	小学校 0.23% 中学校 2.57%	小学校 0.17% 中学校 2.47%
3	特別支援教育の充実	特別支援学級設置状況	24／32 校	32/32 校
4	学校保健・給食の充実	学校給食における市内産農産物の使用量（累計）	21t	120t
5	学校施設の整備・充実	①小中学校施設維持管理率＝修繕整備対応件数／修繕・整備が必要な件数 ②耐震補強工事実施率	①93.0% ②69.23%	①93.0% ②100.0%
6	幼児教育の推進	幼稚園・保育園との交流が図られている小学校の割合	①71.4%	①100%
7	人権教育の推進	①児童生徒の人権課題認識度 ②人権教育・啓発事業等の参加率	①89.2% ②45.4%	①93.0% ②48.0%
8	生涯学習推進体制の整備充実	生涯学習基本計画達成度	69.66%	80.0%
9	生涯学習活動の充実	①公民館利用者数 ②図書館利用者貸出数	①577,138 人 ②1,420,035 冊	①580,000 人 ②1,462,000 冊
10	文化遺産の保存と継承	歴史民俗資料館来館者数	13,624 人	14,500 人

用語の解説

用語	解説	ページ
* 1 <small>がくえん</small> 学縁都市そうか	第一次・第二次草加市生涯学習基本構想・基本計画の基本理念として用いた造語で、生涯学習の場での出会い、学びをとおして得た友情や学習効果をお互いに交換することで得られたかたちを「学縁」として新たに表現したもの。	6
* 2 草加っ子の基礎・基本	市内の児童生徒に身につけさせたい「基礎学力」「規律ある生活」「健康・体力」に関する基礎的・基本的内容を目標として、草加市教育委員会が平成16年12月に策定したもの。各学校において具現化し、取り組んでいる。	10
* 3 教育に関する3つの達成目標	埼玉県による「学力」「規律ある態度」「体力」の3分野について、小中学校で確実に身につけさせたい基礎的・基本的内容を具体的な目標として定めたもの。	11
* 4 新体力テスト	文部科学省が国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的に毎年実施している調査。埼玉県内では公立小中学校及び公立高等学校の全児童生徒が対象で、「握力」、「上体起こし」、「長座体前屈」、「反復横とび」、「50m走」、「立ち幅とび」、「ボール投げ」、「持久走」または「20mシャトルラン」を実施種目とする。	14
* 5 埼玉県家庭教育アドバイザー	子育てに関する不安や悩みを持つ親などに対してアドバイスや相談活動を行う「子育てアドバイザー」と、親や近い将来親になる中学生・高校生のための「親の学習」指導者の双方の活動をする。家庭教育学級や子育て講座や「親の学習」講座に講師を県が無料で派遣する。	31
* 6 適応指導教室	不登校の児童生徒の自立と学校生活への適応を図るため、学校以外の場所で、不登校の児童生徒に対して、学校への復帰ができるよう指導を行う教室のこと。	33
* 7 学級集団アセスメント検査	児童生徒の心理面について、質問紙を用いて調査し、その結果から児童生徒理解を深めるために行う検査のこと。	33
* 8 特別支援教育	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性や能力を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため適切な教育的支援を行うことを目標とした教育のこと。	36

用語	解説	ページ
* 9 通級指導教室	通常学級に在籍している難聴、言語障害がある児童生徒、知的障害を伴わない情緒障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分を通常の学級で行い、障がいに応じた特別な指導を行う指導形態の教室のこと。	36
* 10 学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備、部活動の支援などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	44
* 11 スクールガード・リーダー	学校と連携して校内外での子どもたちの安全を確保し、安心して安全に学習できる環境を守るため、巡回指導などを行う地域学校安全指導員。	45
* 12 学校評議員制度	学外の保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組み。学校評議員は、学校長の求めに応じて、学校運営について意見を述べるができる。	46
* 13 小1プロブレム	基本的な生活習慣が身につけていない等の課題があるまま小学校に入学する子どもたちによって、授業に支障が生じてしまうというような小学校入学直後の児童に見られる問題行動。授業中に落ち着いて話を聞くことができず、騒いだり、歩き回り、注意されると感情的になるなどして、集団行動がとれず、学校生活に適應できない状態。遊びが中心だった幼稚園、保育園から学習が中心の小学校への大きな環境の変化や家庭内でのしつけの問題等が指摘されている。	48
* 14 中1ギャップ	小学校から中学校への移行期に、いじめ、不登校、暴力行為などの学校における問題行動の発生率等が著しく増加する状態。小学校から中学校への移行に伴う学習や生活のリズム等の環境面や生徒自身の内面等の大きな変化が要因として指摘されている。	48
* 15 3つのめばえ	埼玉県による小学校入学までに「これだけは身につけたい」という子育ての目安を示すもの。「生活」「他者との関係」「興味・関心」の3つを柱に幼児期の発達段階を踏まえ、その後の教育の基礎を培うことを目指す。	48
* 16 デイジー	デジタル録音図書の国際標準規格。音声データの構造化と、音声と活字・画像データ等の同期再生を主な特徴とする。図書データが構造化されているため、見出しのみを先に再生、希望する見出し個所へジャンプして再生するなどが可能である。	53

参 考

策定までの経緯

- 平成22年4月 ～ 平成22年12月
教育委員協議会にて審議 基本理念をまとめる
- 平成23年6月
草加市教育振興基本計画検討会議の開催（以降月1回審議 全10回）
教育総務部内の各課の業務に係る原稿作成・進捗状況の確認
- 平成23年8月
草加市教育振興基本計画に係る素案シートの作成
各課ごとに教育委員サマーヒアリングにて課題抽出及び原稿提出
- 平成23年9月 ～ 11月
素案シートをもとに原稿を取りまとめ、素案作成
- 平成23年11月
教育委員協議会にて素案の了承
- 平成23年11月25日 ～ 平成24年1月25日
草加市教育委員会の附属機関ほか関係団体への意見照会
- 平成24年2月24日 ～ 平成24年3月26日
パブリックコメントによる意見照会
- 平成24年3月29日
草加市教育委員会第2回臨時会にて議決
- 平成24年4月1日
草加市教育振興基本計画 施行

関係団体への意見照会

区 分	団体数	人数	意見件数
合 計	14	46	137

【意見照会の関係団体】

- 草加市奨学資金貸付審査会
- 草加市立図書館協議会
- 草加市文化財保護審議会
- 草加市小中学校長会
- 草加市PTA連合会
- 草加市立小中学校通学区域審議会
- 草加市幼稚園・保育園・小学校連絡協議会
- 草加市障害児就学支援委員会
- 草加市社会教育委員
- 草加市公民館運営審議会
- 埼玉県草加市私立幼稚園協会
- 市内高校4校
- 点検評価委員
- 獨協大学

パブリックコメントによる意見照会

区 分	個人・団体	意見件数
合 計	1・1	6

草加市教育振興基本計画
—笑顔かがやく草加教育プラン—
(平成24年度～平成27年度)
草加市教育委員会

平成24年4月発行
編集:草加市教育委員会 教育総務部 総務企画課
〒340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1
電話:048-922-2497